

令和4年第2回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6	7	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		8	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日		9	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第4日		10	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

6 月 7 日 (火)

令和4年第2回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日（火）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 3番 吉住 淳一 議員 4番 隈部 寛 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1) 議長
(2) 町長
(3) 監査委員
(4) 宇城広域連合議会議員
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第32号から議案第40号及び報告第1号～報告第2号並びに諮問第1号から諮問第2号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第32号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第33号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第34号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第35号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第36号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第37号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） おはようございます。ただいまから令和4年第2回美里町議会議定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番、吉住淳一君、4番、隈部寛君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月27日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第2回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

5月27日午前10時より、中央庁舎議員委員会室において、令和4年第2回議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、私今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係2件、令和4年度補正予算4件、その他8件、合計14件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案について。5件の請願・陳情分があり、1件「地方財政の確立に関する意見書の提出について」を受理し、発議第1号としました。

次に、（3）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、坂田竜義議員、高田美千子議員、平野保弘議員、隈部寛議員から通告があり、抽選の結果、最初に平野保弘議員、次に坂田竜義議員、次に高田美千子議員、次に吉住淳一議員、最後に隈部寛議員の順番に決定をいたしました。

次に、（4）日程・会期等について。会期予定表のとおり、6月7日より6月1

0日までの4日間とする会期といたしました。日程の内容については、議案集の「令和4年第2回美里町議会定例会会期予定表」のとおりです。

議会初日、本日は、令和4年第2回美里町議会定例会議事予定表より、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案一括上程（議案第32号から議案第40号及び報告第1号から報告第2号並びに諮問第1号から諮問第2号）をし、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第6、議案第32号「災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7、議案第33号「美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を内容説明の後、質疑・討論・採決をし、次に、日程第8、議案第34号、「令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）」から日程第11、議案第37号、「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後、散会の予定としております。

議会2日目、6月8日は一般質問を行います。質問順については、平野保弘議員、坂田竜義議員、高田美千子議員、吉住淳一議員、隈部寛議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、散会といたします。

6月9日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、6月10日は各常任委員会の委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第34号「令和4年度美里町一般会計予算補正予算（第1号）」から、議案第37号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行う予定としております。次に、議案第38号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」から、議案第40号「訴えの提起について」内容説明・質疑・討論・採決を行い、次に報告第1号「令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、報告第3号「私債権等の放棄の報告について」を行います。次に、諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の内容説明、質疑・討論は省き、採決を行います。その後、発議第1号「地方財政の確立に関する意見書の提出について」から、発議第2号「美里町議会活性化特別委員会の設置について」の内容説明、質疑・討論・採決を行い、特別委員会の委員長・副委員長の互選を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を行い、閉会の予定となっております。

最後に、（5）その他について。特別委員会の設置について、前回の全員協議会

時に本定例会で上程すると申し合わせていたことに伴い、発議第2号「美里町議会活性化特別委員会の設置について」として上程することとします。

以上、5月27日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日6月7日から6月10日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月7日から6月10日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から3月定例会以降の報告を行います。4月の25日までは、改選前の吉田前議長の出席したものとなっております。

3月16日、広域連合において、令和4年第1回宇城広域連合議会定例会が行われております。

同じく、3月16日、美里町社会福祉協議会の理事会が行われております。

3月19日、熊本城ホールにおいて、第38回全国都市緑化くまもとフェア開会式に議長が出席されております。

3月24日、自治会館において、熊本県町村議会新議員研修会が行われております。

同じく24日、ホテルキャッスルにおいて、熊本県町村会の定期総会が行われております。

3月26日、熊本テルサにおいて、令和4年参議院議員熊本選挙区選対発足式が行われております。

3月29日、砥用庁舎において、美里町地域密着型サービス運営委員会が行われて、議長と副議長が出席されております。

同じく29日、中央公民館において、美里町交通安全対策協議会評議員会議が行われております。

4月1日、中央庁舎において、令和4年度美里町教職員辞令交付式が行われており、議長、副議長、社会文教常任委員長が出席されております。

4月4日、議長室において、浜戸川改修期成会会計監査が行われております。

4月7日、文化センターにおいて、令和4年度美里町戦没者追悼式が行われてお

ります。

4月11日、商工会中央支所において、第15回美里町商工会青年部通常総会が行われております。

4月21日、県庁において、令和4年度町村議会議長会県当局要望活動が副議長によって行われております。

4月25日、北消防署において、消防本部・北消防署新庁舎内覧会が当時の光井議員によって行われております。

ここからは、私が出席したものになります。

4月26日、委員会室において、議員懇談会が全議員出席のもと行われております。

5月2日、議場において、令和4年第2回議会臨時会が全議員出席のもと行われております。

5月6日、町長室において、祭りの会議が行われております。

5月12日、フォレストアドベンチャー等において、日南市産業建設常任委員会視察が行われておりますが、これは坂田産業厚生常任委員長に対応をさせていただいております。

5月13日、自治会館において、令和4年度第1回熊本町村議会議長会理事会が行われておりますので出席しております。

5月19日、中央庁舎において、公有財産管理運用審議会が行われており、私と濱田議員が出席しております。

同じく19日、議長室において、浜戸川改修期成会の事業説明が行われております。

同じく19日、自治会館において、熊本県町村議会議長研修会と臨時総会が行われておりまして、私が出席しております。

5月20日、委員会室において、全員協議会が議員全員出席のもと行われております。

同じく20日、文化交流センターひびきにおいて、商工会の総会が行われておりますので、出席しております。当日は懇親会もございましたので、そちらのほうにも参加させていただいております。

5月22日、熊本県立劇場において、藤木参議院議員総決起集会に出席しております。

同じく22日、熊本城ホールにおいて、第38回全国都市緑化くまもとフェア閉会式に出席しております。

5月23日、宇城市役所において、浜戸川改修期成会の総会に出席しております。

同じく23日、商工会中央支所において、法人会中央支部会員会議が開催されて、出席しております。

5月24日、中央庁舎大会議室において、ふるさと祭り実行委員会、並びにやまびこ祭り実行委員会が開催されましたので出席しております。

5月27日、委員会室において、議会運営委員会が開催されましたので出席しております。

同じく27日、文化交流センターひびきにおいて、美里町文化協会総会がございましたので出席しております。

同じく27日、宇城広域連合において、宇城広域連合議会、全員協議会と臨時会がございましたので、私と濱田議員が出席しております。

5月29日、熊本城ホールにおいて、松村祥史参議院議員の総決起大会に出席しております。

5月30日、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議長・副議長研修会がございましたので、私と今田副議長で出席しております。

5月31日、ホテルグランドアーク半蔵門において、県関係国会議員への要望がございましたので、私と副議長で出席しております。

以上で報告を終わります。

次に町長の行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君）はい、議長。

それでは、私のほうから令和4年第1回議会定例会後の行政報告をさせていただきます。なお、長くなりますので、要約して報告をさせていただきます。

3月の13日、大井早揚水機械組合の総会。

3月14日、高齢者叙勲伝達式、これあの、山野泰圀元議員に対するの叙勲の伝達でございます。同日、美里町土地改良区の理事会。

3月の16日、第1回宇城広域連合議会の定例会。そしてその後、社会福祉協議会の理事会に出席しております。

3月の17日、中央小学校の6年生への講話を行っております。

3月19日、第38回全国都市緑化くまもとフェアの開会式に出席しております。

3月22日、熊本県農業会議の臨時総会。

3月の24日、午前中、日本eスポーツ連合会会長との面談を行っております。午後から、第75回熊本県町村会の定期総会に出席しております。

3月25日、社会福祉協議会の評議委員会、その後、特定検診表彰式、そしてその後、緑川ダム周辺ツアーの意見交換会を通潤山荘で行っております。

3月27日、美里町土地改良区の総代会。

3月28日、県道三本松甲佐線の要望活動。

3月29日、美里町地域密着型サービス運営協議会、その後、美里町交通安全対策協議会、その後、美里町交通指導員会議にそれぞれ出席しております。

3月30日、豊野中央葉たばこ共同乾燥組合の総会。

3月31日、美里町監査委員の辞令交付式、これは大西監査委員に対して行っております。その後、これは午後5時半からであります、退任式を行ったところあります。

令和4年に入ります。

令和4年の4月1日です。8時から、辞令交付式を行っております。また、お昼から、午後からは、令和4年町内の小・中学校の教職員の辞令交付式に出席しております。

4月4日に課長会議を行っております。

4月6日、春季交通安全運動の祈願祭に出席しております。

4月の7日、令和4年度美里町戦没者追悼式に出席しております。

4月の11日、美里町商工会の青年部通常総会。

4月12日、緑川改修期成会の監査を行っております。

4月の15日、美里町出身の吉住さん、土喰の方ですが、九州大学の医学部の教授になられたということで、就任の挨拶に来られております。また、ご寄附も町に対していただいたところあります。

4月18日、美里町商工会女性部通常総会。

4月の20日、(有)石段の郷中央の役員会。

4月の役員会終了後、上京いたしまして、

4月21日、全国水防管理団体連合会の通常総会、全国水防大会、それぞれ東京の砂防会館で行われております。

4月の22日、子牛品評会の表彰式、その日の夜、萱野地区の街路灯組合の通常総会、それに顔を出しまして、その後、消防団の幹部会議に出席しております。

4月23日、第4回アジア・太平洋水サミット開会式、その開会式終了後、午後から、美里町自伐林業フォーラムに出席しております。

4月25日、宇城広域連合消防本部の新庁舎の内覧会、内覧会終了後、県庁に行きまして、水道整備の件で木村副知事と面談をしております。その面談後、熊本県の町村会の評議委員会による知事への要望活動、それからその後、会評議委員会の会議に出席しております。

4月26日、人権の花運動の伝達式、その後、美里町認定農業者協議会の総会に出席しております。

4月の27日、嘱託員・嘱託補の会議。

4月の28日、九州ハイランド活性化協議会の監査、その後、農業委員会の臨時会議に出席しております。

4月29日、美里町林業研究グループの通常総会。

5月の2日、第1回議会の臨時会。

5月の6日、美里町中央地区農作業受託組合の通常総会。

5月の10日、緑川ダム洪水対応訓練をそれぞれ出席、あるいは行っております。

5月の11日、美里町定住促進住宅団地貸付等審査会委員委嘱状交付式を行い、その日の夕方、熊本東リトルシニアの表敬訪問を受けております。

5月の12日、緑川ダム放流連絡協議会。

5月の13日、九州地区道路利用者会議定時総会。これは鹿児島市で行われておりまして、出席をしております。

5月の15日、緑川水防演習。

5月の16日、美里町畝野老寿会の定期総会。

5月の17日、朝から上京いたしまして、全国道路利用者会議第74回の定時総会。

5月18日、次の日は、道路整備促進期成同盟会の通常総会、その後ダム・発電関係市町村全国協議会理事会兼定例総会、それぞれ東京の砂防会館、全国町村会館で行われておりますので、出席しております。

5月の19日、美里町公有財産管理運用等審議会の辞令交付式に出席をし、その後健康づくり推進委員の学習会の開講式に出席しております。その後、地域おこし協力隊の面接を行っております。

5月の20日、議会の全員協議会に出席をさせていただいて、その後、6月補正予算の査定を行っております。その日の午後は、美里町商工会の総会に出席しております。

5月22日、第38回全国都市緑化くまもとフェアの閉会式。

5月23日、浜戸川改修促進期成会の総会、その後、熊本県簡易水道協会の理事会。その理事会終了後、簡易水道協会の総会にそれぞれ出席しております。夜は宇土法人会の中央支部会の懇親会に出席しております。

5月24日、ふるさと祭りの実行委員会、その後、やまびこ祭りの実行委員会、その実行委員会終了後、お昼から熊本県温泉協会の通常総会に出席しております。

5月25日、美里町防災会議を開催し、出席しております。美里町防災会議の後上京いたしまして、

5月の26日、全国治水砂防協会第86回通常総会、東京の砂防会館でありまし

たので、出席しております。

5月の27日、議会運営委員会、その後美里町文化協会の総会、その後、宇城広域連合の議会全員協議会。その全員協議会終了後、宇城広域連合議会の臨時議会が
あっております。それぞれ出席しております。

5月の29日、美里町フットパス協会の総会。

5月の30日、日帰りで上京いたしまして、全国治水期成会同盟会の通常総会に
出席をしております。

5月の31日、嘱託員・嘱託補の会議、その後、課長会議を行っております。

6月の1日、上京いたしまして、熊本県関係の国会議員に対する熊本県町村会の
要望活動を行っております。

次の日、在日ウクライナ大使館を訪問いたしまして、皆様からご寄附いただきま
したものを含めて、大使館の大使に贈呈をさせていただいております。

6月の3日、産業連携協議会の総会、その後、地域おこし協力隊の辞令交付式、
午後から、社会福祉協議会の理事会、そしてその後、石段の郷中央の定期総会にそ
れぞれ出席しております。

少々長くなりましたが、私の第1回議会定例会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） おはようございます。例月現金出納検査の結果について
報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項により、令和4年2月から4月分までにつきま
して、それぞれ出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果に関
する報告をいたします。

1 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関す
る現金、一時借入金。計算表は別紙のとおりでございます。

2番、検査の時期は、2月分については令和4年3月24日、3月分については
令和4年4月25日に行われており、4月分については令和4年5月25日に行っ
ております。

検査結果といたしましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不
正、不当な出納はなく確実なものとして認めるところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） それでは、令和4年第1回宇城広域連合議会定例会の報告をいたします。この定例会には、前広域連合議会議員が出席されており、原稿を預かっておりますので代読をさせていただきます。

日時 令和4年3月16日水曜日、午前10時から。

場所 宇城広域連合2階交流プラザ

出席者が、宇城広域連合議員9名、正副連合長3名、執行部より10名

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定 当日1日間に決定しております。

発言の訂正としまして、釜賀消防長より、令和3年12月21日開催の令和3年第2回宇城広域連合議会臨時会で可決された議案第15号、工事請負変更契約の締結についての質疑回答中の発言について訂正。杭の本数について74本を78本に。ボーリング箇所について、6カ所を7カ所に訂正するものであります。

日程第3、一般質問は通告があっておりません。

日程第4、議案第1号、宇城広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第2号、宇城広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第3号、宇城広域連合職員の育児休業等に関する条例及び宇城広域連合職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第7、議案第4号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

日程第9、議案第6号、令和3年度宇城広域連合一般会計補正予算(第4号)について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ45億3,340万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億4,084万9,000円とするものであります。

日程第10、議案第7号、令和4年度宇城広域連合一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,382万円とする。

日程第11、議案8号、令和4年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ446万9,000円とするものであります。

議案につきましては、全て原案のとおり可決をされております。

以上が、令和4年度第1回宇城広域連合議会の定例会の報告であります。

続きまして、令和4年度第1回宇城広域連合議会議員全員協議会の報告をいたします。

令和4年5月27日金曜日午後5時30分から、宇城広域連合2階交流プラザで開催され、参加者は守田連合長、元松副連合長、上田副連合長、執行部より9名、宇土市議会より福田議員、中口議長、柴田議員、宇城市議会より溝見議長、坂下議員、永木議員、吉良議員、美里町議会より上田議長と私が参加し、宇城市議会の福田議員は欠席をされております。

議題としましては、1、宇城広域連合議会議長等の選挙について。2、その他であります。

議題の内容としまして、1の宇城広域連合議会議長等の選挙については、議長、副議長、監査委員は、平成26年の4月より1期4年サイクルで正副議長を回す申し合わせがあり、今回の議長は宇城市議会になり、副議長が宇土市議会になり、美里町議会は監査委員となっているとの説明でありました。

2番のその他につきましては、特に内容がありませんでした。

以上が、全員協議会の内容であります。

次に、令和4年第1回宇城広域連合議会臨時会について報告をいたします。

令和4年5月27日、金曜日午後6時より、宇城広域連合2階交流プラザにて、正副連合長3名、執行部より9名、議員9名の参加で開催しています。

内容としまして、臨時議長開会宣言の後、広域連合連合長の挨拶があり、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われ、議題となっております。

議題としまして、1、選挙第1号、宇城広域連合議長の選挙について。2、選挙第2号、宇城広域連合議会副議長の選挙について。3、議案第9号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。4、議案第10号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。5、追加日程第1、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任について。

議題の内容としましては、1の選挙第1号、宇城広域連合議長の選挙については、指名推選により、宇城市議会議長の溝見議員に決定をしております。

2、選挙第2号、宇城広域連合議会副議長の選挙については、指名推選により、宇土市議会議長の中口議員に決定をしております。

3、議案第9号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の期末手当について、国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準ずるため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決されております。

4の議案第10号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について。熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するもので、小国町外一ヶ町公立病院組合を小国郷公立病院組合に改めるものであり、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されております。

5、追加日程第1、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任について。議員選出の監査委員、中口議員の辞職に伴い、新たに議員の中から監査委員を選任する必要があり、美里町議会議長、上田議員を監査委員とする同意を求めることについて、採決の結果、全員賛成で可決されております。

以上が、令和4年第1回宇城広域連合議会臨時会の報告であります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第32号から議案第40号及び報告第1号から報告第3号並びに諮問第1号から諮問第2号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、議案書の2枚目をお開けください。読み上げます。

議案第32号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

次のページをご覧ください。

議案第37号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

議案第39号 熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第40号 訴えの提起について

報告第1号 令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

報告第 3 号 私債権等の放棄の報告について

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 2 件、補正予算 4 件、その他 8 件の計 14 件でございます。

まず、議案第 32 号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、期間を延長して実施するため、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第 33 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免期間の延長に対応するため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,167 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 71 億 1,667 万円とするものでございます。

主なものといたしましては、4 月の人事異動に伴う人件費の増減のほか、総務費でペーパーレス会議用端末購入費 1,358 万 4,000 円、有安若者住宅水道施設改修工事 1,700 万円、東部地区活性化施設物産館改修工事 190 万円を計上しております。

また、地域内経済循環を通じて、地域にある課題解決を図るため、「株式会社美里まちづくり公社（これは仮称でございます）」の補助金 750 万円、出資金 1,000 万円をそれぞれ計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症関連経費といたしまして、民生費で国が行う生活困窮者支援制度として、住民税非課税世帯 1 世帯あたり 10 万円を給付する「子育て世帯等臨時特別支援給付金」住民税非課税世帯分 1,450 万円、低所得の子育て世帯に対する給付金として、児童一人当たり 5 万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」575 万円、衛生費で 4 回目の新型コロナワクチン予防接種関

連経費といたしまして、3,515万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、教育費で過去2年間、新型コロナウイルス感染症の影響で中止しておりました「教育の日」講演会の開催費用といたしまして、「教育の日」講演会講師謝金200万円を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,275万9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金575万円、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金1,658万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,204万3,000円等を充てることといたしております。

続きまして、議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業方法変更に伴う委託料等の減額補正を行っております。

次に、議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）及び議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、4月の人事異動に伴う人件費を増額補正しております。

続きまして、議案第38号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更及び議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を経るものでございます。

次に、議案第40号、訴えの提起につきましては、時効取得を援用した所有権移転登記を求める訴えの提起につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を経るものでございます。

続きまして、報告第1号、令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告につきましては、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

次に、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期満了に伴う後任の委員候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 提案理由の説明に、報告第3号が抜けていたような気がしますので、確認でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 失礼しました。報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての後に、報告第3号、私債権等の放棄の報告についてが抜けておりました。訂正をし、お詫びを申し上げます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第32号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第32号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症に関わる国民健康保険税の減免対象期間を延長するために、関係規定を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成16年美里町条例第52号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございます。説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

別添の議案第32号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

附則第7号の規定を改正しております。下線部分になります。「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めております。

今回、保険税の減免対象期間を1年間延長し、令和4年4月1日から令和5年3

月 31 日までの間に納期限がある令和 4 年度分の保険税についても減免の対象とするものでございます。

再度、議案集の一部を改正する条例をお開き願います。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 7 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上で、議案第 32 号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 32 号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 32 号、災害による被害者等に対する国民健康税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 33 号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 7、議案第 33 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 33 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 33 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の財政支援の継続実施に伴う新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の実施について、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。美里町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

美里町介護保険条例の一部を改正する条例。

美里町介護保険条例（平成16年美里町条例第108号）の一部を次のように改正する。附則第5条第1項中、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別添の議案第33号資料をご覧ください。

議案第33号資料、美里町介護保険条例新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

令和3年度と同様の減免基準によりまして、国の特別調整交付金における財政支援の継続に伴いまして、附則第5条第1項本文に規定しております対象となる保険料を、令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料に改めるものでございます。

再度、改正条文をお開き願います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第33号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第33号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 8 議案第34号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第35号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第36号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第37号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）から日程第11、議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの4案件について、一括して議題としたいと思います。お諮りします。日程第8、議案第34号から日程第11、議案第37号までの4案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第8、議案第34号から日程第11、議案第37号までの4案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことと決定いたしました。

それでは、議案第34号から議案第37号までを一括して議題とします。

まず、議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第34号につきましてご説明申し上げます。

別冊令和4年度美里町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,667万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。まず、一番上の枠でございます。

款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,275万9,000円につきましては、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種費用に係る国庫負担金でございます。

次に、二つ目の枠でございます。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金（情報システムの標準化、共通化）99万円につきましては、自治体情報システムの標準化、共通化に伴う補助金でございます。その下の目の2民生費国庫補助金の子育て世帯支援特別給付金給付事業費補助金575万円と、その下の子育て世帯支援特別給付金事務費補助金314万8,000円、その下の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,658万円につきましては、コロナ禍において、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援事業に対する補助金でございます。その下の目の3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,204万3,000円につきましては、4回目のワクチン接種に係るコールセンター委託業務等に対する補助金でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出でございます。歳出におきましては、関係科目において、4月の人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ行っております。

二つ目の枠をお願いします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費のペーパーレス会議用端末MDM利用料120万円とその下のペーパーレス会議用端末購入費1,358万4,000円につきましては、本町のデジタル化推進事業に伴いますペーパーレス会議用端末を購入するものでございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠でございます。款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費の修繕料132万円につきましては、経年劣化による中央庁舎の放送設備の修繕を

行うものでございます。その下の目の6企画費の節の14工事請負費の有安若者住宅水道施設改修事業1,700万円につきましては、町が整備した住宅団地の水道施設で発生しているマンガン等による濁りを解消するため工事を行うものでございます。また、その下の東部地区活性化施設物産館改修工事190万円につきましては、施設内の配水及び電気工事を行うものでございます。

次に、節の18負担金、補助及び交付金の「株式会社美里まちづくり公社（仮称）」になりますが、補助金750万円と、次の節の23投資及び出資金の「株式会社美里まちづくり公社（仮称）」出資金1,000万円につきましては、新組織設立に伴います補助金及び出資金となっております。

次に、その下の目の7情報推進費の標準準拠システム文字同定作業委託料99万円につきましては、自治体情報システム標準化、共通化に伴いますシステム文字のフォントの同定作業を行うものでございます。

12ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の9子育て世帯等臨時特別支援事業費（住民税非課税世帯等分）の節の19扶助費の子育て世帯等臨時特別支援給付金（住民税非課税世帯等分）1,450万円につきましては、令和4年度で新規に住民税非課税世帯となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠の款の3民生費、項の3児童福祉費、目の4子育て世帯支援特別給付金事業費の節の19扶助費の子育て世帯支援特別給付金575万円につきましては、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を給付するものでございます。

14ページをお願いします。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費につきましては、4回目のワクチン接種に係る経費としまして、節の7報償費に接種謝金（ワクチン接種分）166万円を計上しております。その下の節の12委託料のコールセンター業務委託料（ワクチン接種体制確保分）965万円と、その下の予防接種委託料（ワクチン接種分）2,033万6,000円をそれぞれ計上しております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5環境衛生費の生活排水特別会計繰出金104万6,000円と目の7水道施設整備費の簡易水道事業特別会計繰出金703万6,000円につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の繰出金となっております。

二つ目の枠の款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費の宇城広域連合負

担金（清掃施設費）3,971万6,000円の減額補正を行っております。

16ページをお願いします。

二つ目の枠の款の5農林水産業費、項の2林業費、目の5林道開設費の重機等借上料113万8,000円につきましては、永富大滝治山事業進入路開設等に伴う重機借上料となっております。

18ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の9教育費、項の1教育総務費、目の1教育委員会費の「教育の日」講演会講師謝金としまして200万円を計上しております。

最後に20ページをお開き願います。

款の13予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により1,076万9,000円を補正しております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

次に、議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,091万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2の歳入でございます。

款の4県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の2特別交付金につきましては、93万円を減額しております。これは歳出で計上しておりますヘルスアップ事業対象経費の予算に組み替えが生じたものでございます。

次に、3の歳出でございます。

款の5、項の2、目の2、節の1の報酬につきましては、ヘルスアップ事業に従事していただく会計年度任用職員1名を任用するため、71万9,000円を計上しております。続いて、節の8の旅費につきましても、ヘルスアップ事業に従事していただく会計年度任用職員1名の7万9,000円を計上しております。それから、その下の節の12の委託料ですが、継続支援事業委託料につきましては、当初の計画におきましては、法人会社等へヘルスアップ事業を委託し、生活習慣病予防対策や重症化予防対策、それから保健指導等を行う計画でありましたけども、費用面や法人会社等の調整がつかなかったために172万8,000円を減額しております。

以上で、議案第35号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第35号の内容説明を終わります。

次に、議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。

安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第36号について、ご説明申し上げます。

別冊の令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,027万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

2の歳入の繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として104万6,000円を計上しております。

次に、3の歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う給料等の合計で、104万6,000円を増額しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

次に、議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第37号について、ご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,547万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

2の歳入、繰入金の一般会計繰入金に関しましては、歳出の財源として703万6,000円計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3の歳出、総務費の一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う給料等の合計で、703万6,000円を増額しております。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日8日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時35分

第 2 号

6 月 8 日 (水)

令和4年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月8日（水）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 2番 平野保弘 議員
- (2) 6番 坂田竜義 議員
- (3) 5番 高田美千子 議員
- (4) 3番 吉住淳一 議員
- (5) 4番 隈部 寛 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部 寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田 孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村 浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺 清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道 誠君	書記	野田まや君
------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

2番、平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○2番（平野保弘君） 2番、平野でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、1番目に美里バスの効果的な運行について、2番目に買い物難民対策について、3番目に中学校部活動の社会体育移行について、4番目に「つなぐ棚田遺産」選定について、5番目に自伐型林業の将来について、この5項目について質問をいたします。

美里町の一番の課題であり、いろいろな問題の根源になっているのは、人口減少、少子高齢化問題だと思っておりますが、町議になって最初の一般質問になりますので、まずは地元の切実な声、立場の弱い人の声を基に質問をいたします。人口減少等の問題については、今後調査研究を進めて質問をしたいと思っております。

まず、1番目の美里バスの効果的な運行についてなのですが、これまでも美里バスについては、何度も質問をされております。何度も質問をされているのですが、私の地元でまず声を上げられる、また訴えかけてこられるのが移動の不便さ、買い物の不便さです。ですので、あえて質問をいたします。昨年12月の定例会でも質問がありました。答弁の中で、美里バスの利用者数は福祉バスの利用者数の3分の1に減少しているとの説明がっております。令和3年度以降の利用者数に変化があるのか、また利用者の意見等の調査を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、美里バスの最近の利用状況についてですが、令和元年度の利用者は2,307人、令和2年度は1,272人、令和3年度は1,247人となっております。令和元年度に比較して、令和2年、令和3年が半減している状態ですので、新型コロナウイルスの流行による行動制限が主な原因と考えておりますが、年々利用者数

が減少していることは、町として重く受け止めております。

利用者の意見は調査しているかについてですが、昨年度は利用者の声を反映する形で、下福良線の停留所に「夏水」及び「脇瀬」を追加して、利用者の利便性を図りました。また、熊本バスの辺場線のダイヤ改正に伴い、美里バスの停留所について耳取停留所から山都町方面の7カ所の乗降制限を撤廃することで、沿線住民の利便性の向上を図りました。

これからも、利用者の皆様の声を運用に反映させ、利用者数の向上につなげてまいりますと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 利用者数が減っているのは何が問題なのか、利用しにくいのであれば利用者の本音を聞かなくてはいけないと思います。

私の地元、洞岳地区でも交通手段に乏しく、非常に困っておられる方がいらっしやいます。何名かの方に話を伺いましたが、多くの方は予約がネックになっていると思います。予約の電話を掛けることそのものが負担であったり、高齢者の方になれば電話で予約することができなかつたりもします。ある方は「今日はできたっちゃ、次の日はあらどぎゃんだったかい」とおっしゃいました。また、前日の15時までには予約しなければならないのですが、それまでに予定を立てなければいけません。それから、はっきりとおっしゃったわけではないのですが、私が話を聞いて私が感じたことですが、予約の電話を掛けることはできても、呼びつけるような感じがしておられるのではないかなというふうにも感じております。それでなかなか電話が掛けられない。そのようなニュアンスも感じられました。技術的な問題ではなくて、心の中に壁があるような気もいたします。また、予約するのは問題ないが、本数が少ない。週2本を3本にできないかとおっしゃった方もいました。この方は利用されている方なのですが、私はですね、これまで利用者の方からお話をお伺いするまでは、予約の方法をていねいに教えれば意外と簡単だとか、手軽にできると思っていたかと思っていました。ていねいに教えれば解決につながっていくのではないかと思っていました。確かに、ていねいに教えるということも、それも大事なのですが、いろいろとお話を伺ってみるとそうばかりでもない、そう簡単な問題ではないとも感じています。

定期的によく使われている方もおられるのですが、利用してみて、その後はあまり使われない方もおられます。基本的な使い方はわかっておられるんですね。そして、お話を伺った中で多くの意見としては、定期運行を求めておられるのではないかと思います。恐らく、全員の方には話を聞いてないんですけども、多くの方が

そう思われているのではないのでしょうか。

下福良線は元々熊本バスが走っていました。それが福祉バスになって、そして美里バスになって、予約をしなければならなくなった。中にはですね、どうして今までであったものがなくなるといけないのか、とも思われています。

定期運行には多額の費用がかかるのでしょから、そのところは私たちもていねいに説明をして、ご理解をいただかないといけないのですが、それでも利用してもらわないと意味がないと思います。変な言い方で申し訳ないですけども、利用者が減れば減るほど費用がかからないのかもしれませんが、そこが目的ではないはずで。利用していただくことが大事だと思います。

これだけのシステムをつくるには大変なご苦労があったと思います。修正・改良を加えながら、今の総合時刻表ができていると思いますが、きめ細やかですばらしいシステムです。ですが、総合時刻表だけが評価されても意味がないと思います。利用者が減っているのはコロナのせいだけでもないと思います。私も利用者に理解してもらえて、利用が増える何かいい方法はないかと考えてみましたが、難しいところがあるのはわかりますが、乗り越える課題もあるでしょうが、例えば月に1回か2回でも、希望があるところには予約なしでも運行する、定期運行を入れるということはできないのでしょうか。コース、回数を限定して、テスト的にですね、やってみるということはできないのでしょうか。当然、利用者に調査をしてその要望があるところにといいことですが、予約方式に一部定期運行を入れて、利用状況を見て、さらに利用者の意見を聞いて、改善につなげていくという感じにはできないのだろうかと思ひます。

また、同時に、ベースは予約方式ですので、先ほど言ひました電話をかけにくいという心の壁をなんとか取り除くことができないかなというふうにも思ひております。

そこで、執行部では利用者増につながる予約や運行の見直しは検討しているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

美里バスは、利用日前日の15時までに予約いただいた方が利用できるデマンド型交通を採用しております。予約につきましては、お手数・ご不便をおかけしておりますが、まず、現行のデマンド型に決定した経緯からご説明申し上げます。

美里バスは、平成30年度に運行を開始するに当たり、これまで特定の路線で運行していた福祉バスやコミュニティバス（おもやいジャンボですね）や、予約乗合タクシー、おもやい号の代わりに全地区を対象とした住民の移動について、持続可

能性、利用ニーズ、運行費用、路線数、地元交通事業者への経済循環、路線バスとの接続とその維持、町の財政問題と、様々な観点から総合的に勘案し、効率的かつ効果的な方法としてデマンド型の運行を開始しました。

ご指摘いただきました定期試験運行や週3便等については、先ほど述べた数々の観点とともに、様々な関係者との合意形成が必要となり、その後の定期運行や増便を維持するために、路線バスを含めた利用者の大幅な増加を見込めることが必要となります。

美里バスの改善については、住民の意見を基に、都度改善に向けて取り組んでいるところであり、昨年度についても、先ほどご説明しましたとおり、停留所の追加や乗降制限の撤廃など、可能な限り改善に努めてきたところです。

美里バスにつきましては、今後利用者等のご意見を伺う機会を設け、限られた予算の中で、よりよい公共交通のあり方を引き続き検討するとともに、今後もでき得る限り柔軟に対応してまいりたいと思います。

美里町の公共交通の持続的発展のため、皆様におかれましてもぜひ美里バスをご利用いただき、そして育てていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里バスにおきましては、いろんなご意見があるということは承知をしているところでございます。予算的な話になりますけども、今、美里町を定期運行している会社が、熊本バス、産交バス、それから麻生交通、これは氷川甲佐線という線を結んでおります。この三つの会社にですね、今、運行補助として年間約5,200万お支払いをしております。それにプラスして今、美里バスが1,200万、これは令和4年度の当初予算になります。ですので、公共交通を維持するために町といたしましては6,400万程度を出費をしているということになります。もちろん、これは国庫補助分も含まれますが、大体6,400万程度補助しているということです。これ、もし、ご理解いただきたいのは、美里町全部、全域、要は144平方キロの町土があります。144平方キロの町土全てを網羅するために、そこを定期運行にするとですね、かなりの金額になっていくということが予想されます。予算には限りがございますので、限られた予算の中でですね、より利便性がいよいよ、精一杯我々としては努力をしていきたいと思っておりますし、また、平野議員含め住民の皆さんからですね、いろんなご意見をいただきながら、少しずつその不便なところをよくしていく、解決していく、そういうことができればというふうに考えております。

この美里バスがですね、平成30年から走っております。今、4年目です。この

4年間、本当に平坦なときはなかったなと言いますか、コロナもありましたし、いろんなことがあった中でですね、なかなか今、結果を出せてない状況であります。そういった意味では、コロナも収束してですね、いろんな方々に乗っていただく、これ、前の質問でもありましたが、いろんな方々に無料でですね、何回も乗ってもらって、経験をしてもらって、そして使っていただくというようなことも含めて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか議員におかれましても、ご理解とそれからご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） まずはですね、たくさんの方に利用していただいて、その車に乗った中でですね、情報や意見を聞いて検討を重ねて改善されていけばよいのではないかと思います。財政的な問題があると思えますけれども、まずは乗っていただかないといけないというふうに思います。

私は、無料にするのもいいと思えますけれども、料金の問題、そうはないかなというふうに思っております。どうやって乗っていただくか、その一つのテストケースとしてですね、予約しなくてもバスが来てくれる、バス停に来たら乗れるようなタイミングをつくってですね、乗っていただいて意見が聞けていけたらいいではないかなというふうに思ったところです。

必要なときはですね、何千円もかけてタクシーで乗っておられますので、私が聞いたところではですね、「片道で2,700円かかるとばい」と言われました。一番遠い所ではないですけれども、もっとかかる場所もあると思えます。それでもですね、タクシーを使われたりされてますので、せつかく経費を抑えたすばらしいシステムができてますので、粘り強く改善を重ねて成功例になっていけばいいなというふうに思っております。

では、2番目の質問に移ります。買い物難民対策についてですが、美里バスが効果的に利用できれば、買い物も自由にできるかもしれません。ですが、お話を伺っているとですね、移動販売が行われるなら大変ありがたいという声もあります。過去の質問の中で、移動スーパーへの補助等を検討するといったような答弁がなされていると思えます。美里バスの利用を増やすという、利用増を進めるという立場との兼ね合いもあると思えます。移動販売に限らなくてもよいのですが、買い物弱者に対する検討は進んでいるのでしょうか。

また、移動販売を実施されている自治体等の実情は把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、先行自治体の実情についてですが、多くの市町村で宅配、移動支援、移動販売、拠点販売所の再生など、それぞれ地域の実情に応じて取り組まれています。

大まかに言えば、移動販売に注力する自治体と移動支援とセットで販売所の再生に注力する自治体の二つに分類できます。これは、両方とも行うとそれぞれの顧客を奪い合う形となり、事業として成立しないためと考えられます。

当町の場合、移動支援としての美里バスと地元店舗や東部活性化拠点である「よんなっせ」の活用に注力してきたところです。

移動支援の目的は、買い物だけでなく、病院、銀行、温泉等の利用に加え、利用者同士の交流促進等の効果もあると考えております。

また、東部地区の方々の買い物支援については、「よんなっせ」を買い物の拠点として、新しい指定管理者のもと、運営を行っております。美里バス等を利用した地域の方々のふれあいの場・ふれあいの時間につながればと考えております。

一方、移動販売車による買い物難民対策については、宅配サービスを行っている地元スーパーやJA等がおられますので、民業圧迫とならないよう配慮するとともに、熊本バス等の路線バス存続も考慮しながら検討していく必要があると考えます。

また、移動が困難な方は、例えば社会福祉協議会の総合事業「訪問型サービスB」や「訪問看護による買い物代行サービス」の活用も考えられるところです。

本町としましては、コロナ等の感染リスクにも十分配慮し、感染症対策を行いながら、美里バスを使って買い物に行っていただき、地元店舗等を活用していただければと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この買い物難民対策に関しましては、昨年12月にも一般質問でお答えをさせていただいております。隣の町の例が上がっておりましたが、実際採算が取れるようになるのは大変難しいというふうに伺っているところです。

そもそも、この買い物難民をカバーするというのも美里バス創設の一因となっておりますので、美里バス、あるいは移動販売、あるいは採算性の問題であったり、利便性の問題などなど、様々な要因を基にどの方法が効率的かを検討してまいりますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 現状でもなんとかやっておられます。生活はされているわけですので、ただ、ある方はですね、「山にあるもんでん食べとかにゃんたい」と、冗談とも本音ともとれるようなことをおっしゃっていました。

今の答弁でですね、いろんな方法があると思います。移動販売だけではなくても

ですね。美里バスの利用を増やしていく、それからいろんな方法で買い物ができる、そういったアドバイスをですね、していかれるようなことができればですね、そういったことを希望いたします。

では、次の質問に移ります。

3番目の、中学校部活動の社会体育への移行についてですが、スポーツ庁より公立中学校の休日の部活動指導を、地域等にゆだねる改革の提言案が示されていましたが、5月31日にスポーツ庁の有識者会議で了承され、6月6日に有識者会議よりスポーツ庁の室伏長官に提言が提出されました。2025年末までに、休日の部活動の地域移行を達成すると目標を掲げられています。また、地域移行に伴って、スポーツ団体等に会費を払うことも明記されています。生徒側の負担が部活動離れにもなりかねないとも言われています。現在でも部活動に入らない生徒が増えてきているように思います。もちろん、部活動をするしないについては、生徒の自由意思で決定されるもので強制されるものではないのですが、全体としての体力低下も心配されるようです。

小学校での部活動がなくなりましたが、スポーツクラブ等で運動をしているかどうかで基礎体力に差がついていっているのではないのでしょうか。この地域移行がさらに拍車をかけるようでは困ります。

また、一方では、少子化が進んでいる中、単独校では人が足りずにチーム編成が難しくなってくると思います。さらに減ってくると練習も難しくなってくると思われます。そういったところを解決に導くチャンスでもあると捉えられると思います。

元々は、教員の働き方改革に端を発していると思いますが、室伏長官も現在の形のままで維持が困難だと言われています。競技ごとに置かれている状況が違いますので、一概には難しいと思います。まだ町には降りてきてないと思いますが、メディアでは何度も取り上げられています。

まだ時間はあるかもしれませんが、現時点でどのような対応、展望を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 最近マスコミでよくこの問題が取り上げられています。また、新聞でもですね、ここ数日、連日載っている状況でございます。スポーツ庁の室伏長官ご自身もマスコミに出て、テレビあたりで発言をされておりますので、非常に話題になっているんですけども、それを受けて休日の中学校の運動部活動がどうなるんだろうという不安を持ってる生徒であるとか保護者がかなり増えているということですね、私のほうでもつかんでいるところです。

そこで、部活動のこれまでの経緯なんですけども、たくさんの方がですね、振り

返ると、中学校時代に部活動をやっていた経験があるんじゃないかと思います。部活動の経験を通してですね、非常にきつかったりつらかったり、またいい思い出も「よかったなあ」ということもですね、たくさん経験をしたことが、今社会人として働く上で非常に役に立っているという方も多いんじゃないかと思います。

また、部活動を通して、学級では学べないですね、ことも仲間づくりも含めてできているんじゃないかと思いますし、勉強が苦手という子も中にはいますので、そういう子どもについては、部活動によって居場所を見つけたとか、一所懸命頑張ったことが自分の進路につながったという生徒も実際いると思います。

これまで部活動が担ってきた役割は大変大きいと思うんですが、それを支えていたのはじゃあ誰かということ、休日も含めて指導していただいた学校の先生であるとかですね、それから全面的に協力いただいた保護者であるとか、指導に当たっていただいた地域のコーチのボランティア的なご支援であるとか、いろんなものがあって成り立っていたんじゃないかなと思います。ここ最近課題になってるのはですね、議員がさっきおっしゃったその休日も含めて指導に当たっていた教員の長時間勤務、これが働き方改革の中で問題になってきました。それから少子化もですね、学校単一で試合に出れないという状況も生まれてきているところです。

そこで、町内はどうかということで簡単にご説明しますと、両中学校の、砥用中、中央中ですね、女子バレー部は現在部員不足で、もう既に合同部活動と一緒に練習をして大会にも参加しております。

普段の練習はというと、放課後に移動して、一つの体育館で練習して、週末もどちらかに集まって練習というようなことで、非常に移動が困難な状況で練習を重ねて大会に出ているということです。

今月の末には、中体連大会が、宇城の大会がありますが、その後はですね、女子バレー部だけではなくて、ほかの部活も部員不足の心配があります。もし、単一で出れないということであれば、合同でほかの部活もやっていかざるを得ない状況も出てくるかなあということで心配をしているところです。

先ほどおっしゃいましたスポーツ庁の有識者会議の提言でございますけども、ポイントがいくつかあったと思います。2025年度末までに地域移行に移すと。その後ですね、地域移行が休日だけ進めば、その後は平日もということも検討されているようです。

それから、自治体にですね、この件についての、そういう話し合う場を設けてほしいということも提言の中に入っておりますし、受け皿をですね、もしそうならば学校から手が離れるわけですので、週末の部活はじゃあ誰が見るか、地域のスポーツ少年団とかクラブチームとか、そういう団体だと思いますけど、そういったもの

が必要になってきます。そういったことも提言になっております。

また、クラブチームに行くと、当然会費がかかりますので、その会費の手当はじゃあどこが補助するのかと、そのままではいけないだろうというようなこともですね、課題の一つになっています。

こういったことを総合すると、やっぱり地域によって非常に格差が出てきます。都会には指導者がいらっしゃるかもしれませんが、地域には指導者が不足しておりますし、受け皿がやっぱり少ない、それはこれから検討の余地があると思えますけれども、経済的な負担であるとか、そういったことを様々課題として取り上げられています。

そこで、町としてです。町としてはですね、これはもう地域移行を進めるということで、国も進んでますので、そのことについて協議していく場、話し合う場をですね、つくっていききたいなというふうに考えているところです。そのためには、やっぱり保護者とか地域とかですね、これまで関わってきていただいたたくさんの方、学校からも含めていろんなご意見とか要望を聞いていく、そういう場を設けることが必要だろうというふうに思っているところです。

いずれにしても、生徒、主役である生徒、それから保護者が不安を持たないように、いろいろな立場の方のご意見を聞きながら、美里町に合った持続可能な部活動をですね、つくれますように。なんとか地域移行がうまく進みますように、教育委員会としても検討をしていきたいなというふうに思っているところです。

議員にもいろんなお知恵をおかりしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 今、言われたとおりですね、この地域移行も休日だけの、今回の地域移行は休日だけの移行ですが、将来的には平日も含めた完全移行が視野に入っているのではないかと思います。休日だけであれば学校の先生と密接に連絡を取り合って、学校の部活動の補完的なものになると思いますが、平日を含めた完全移行となれば、学校とは離れてしまう可能性もあると思います。というか、もう離れるんではないかなというふうに思います。

また、田舎のほうではですね、継続して指導者を確保し続けることが思っている以上に大変なのではないかなというふうに思っているところです。まだ時期的にはありますけれども、そういった準備もですね、各競技団体と合わせてですね、進めていかなければならないのではないかなというふうに思っております。私も、中学・高校と陸上を一所懸命やっておりました。学校の先生から教わったわけですがけれども、その教えがあつてですね、今の自分もあると思っておりますので、どのよ

うな形になろうとですね、文科系も含めて部活動の受け皿となるものをしっかり考えていかなくてはいけないというふうに思います。

次の質問に移ります。

4番目のつなぐ棚田遺産についてですが、本町では下福良、夏水、小崎、白石野の4集落において、農林水産省が実施するつなぐ棚田遺産に選定、認定されました。認定されたことによる制約やメリットについて、特にないような気がします。ですが、認定されれば注目されて、棚田の保全は必要になってくると思われま

すが、認定されれば注目されて、棚田の保全は必要になってくると思われま
制約ではないのですが、選定基準で積極的な維持保全の取組がなされ、今後もその取組が維持される見込みがあることとなっていると思います。今後、高齢化と人口減少が進めば、棚田の保全には大変な労苦が必要になってくると思われま

すが、認定されれば注目されて、棚田の保全は必要になってくると思われま
そこの取組が維持される見込みがあることとなっていると思います。今後、高齢化と人口減少が進めば、棚田の保全には大変な労苦が必要になってくると思われま
そこで、執行部としては、今回の認定をどのようにメリットとしてどう生かしていくのか、そして今後の保全につなげていくことができるのか、そのようなお考えがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町では、本年3月に小崎集落、白石野集落、下福良集落、夏水集落の4集落が、つなぐ棚田遺産に認定されたところであります。

つなぐ棚田遺産は、地域一体となって棚田の保全活動や優良な景観の形成、伝統文化の継承等に関する取組を積極的に評価するために実施されております。認定をいただいた4集落の棚田は、農村農業を象徴する優良な景観として認定され、農林水産省のホームページに掲載されております。また、町のホームページにも掲載し、閲覧された方から役場への問い合わせもあっている状況であります。

とはいえ、議員もおっしゃいますように、近年、これは本町を含めた中山間地域では、農業担い手の減少や高齢化等により農地の維持・保全が非常に厳しい状況にあります。今後、美しい景観の棚田を保全するためには、棚田地域の活性化はもとより、棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解を図っていくことが重要であると考えております。

そのようなことから、今後4集落全ての棚田において、フットパスの棚田コースとして、都市部の方々との交流を促進してまいります。併せて、棚田法面の草刈りやその他の作業をして、その後、その作業後にその棚田で取れたお米で作られたおにぎりを食べる、そういった一連の工程を一つの体験型観光商品として売り出すなど、今後様々なアイデアを組み合わせ、棚田の保全に寄与することができればと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 夏水地区にもですね、新しくフットパスのコースが設定されるようです。今までなかったんですが、今回の認定もあって進められているようです。フットパス等ですね、来ていただいて人流が多くなって、観光面で生かしていき、そしてまた、認定を受けた棚田の棚田米ということでPRをして、その地域の後押しができるのではないかなというふうに思います。

町からの助言もあって、申請し、認定されたのですから、町からの適切な助言をいただいて、各地の保全と活性化につなげていただけたら、申請したかいがあったというふうになるのではないかなというふうに思います。

ぜひですね、申請したところの活性化につながるように、助言をしていただくように希望いたします。

それから、最後の質問に移ります。

自伐型林業の将来についてですが、自伐型林業については、3月の定例会でも説明がありました。また、広報みさとに紹介と研修の案内が載っていました。もう少し詳しく知りたいと思うのですが、まずはですね、自伐型林業とこれまでの一般的な林業との違いはどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

現在、主に行われている林業は、所有者と施業を分離し、森林組合や伐採業者などに施行を委託する施行委託型林業が主流でございます。メリットとしまして、森林組合等と森林経営計画を立て、国・町から補助が受けられる。がございます。しかしながら、間伐をする場合ですね、間伐率が概ね30%と皆伐を行うにはスギで40年、ヒノキで45年に達しないと皆伐ができないという制約がございます。

自伐型林業は、長期択伐施業と申しまして、全体の間伐するのに2割以下のものを繰り返しながら、残った木をですね、成長させ、次に、10年後に訪れる間伐時にですね、面積当たりの材積や材質を向上させるという手法でございます。一気に伐採してしまう皆伐とは違い、長期的な択伐施業をすることで、再生林、植え付けですね、その回数を減らせ、残った森林の価値を高める持続的林業経営ができる新しい林業のスタイルでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 私はですね、自伐型林業の普及が新たな生業につながれば、移住定住の増加にもつなげることができると思います。また、土砂災害等の少ない環境保全型の林業であるとも聞いております。ですが、反面、作業に危険が伴ったり、技術の習得に時間がかかったりするのではないかとおもわれます。

若い人がやりがいを持って取り組むことができる職業なのか、ほかの県では成功例もあると思うのですが、自伐型林業の将来性について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、自伐型林業の魅力は、兼業が可能である。低投資・低コストである。そして何より環境保全型林業であり、持続的な森林経営ができることだというふうに考えております。

近年、温暖化の影響と言われる突発的な豪雨が、年々これは増えてきております。そのような中、急峻な山がほとんどの美里町は、災害リスクの高い地形だと言えますが、自伐型林業は小規模な壊れない作業道を敷設するため、予防砂防の働きとなり、土砂災害防止に貢献するとも言われております。

併せて、先ほども話がありましたが、択伐施業で長期的・持続的な森林経営も可能となっております。また、自伐型林業は、秋冬型の季節労働が主となる兼業型が基本スタイルとされているため、半林半X、つまり一年の半分を林業に従事し、あと半分を農業や観光業、近隣自治体での仕事などに従事することも可能であります。

自伐型林業との兼業スタイルが安定した収入を可能にする生業スタイルの構築にもつながると考えております。

町域の約8割が山地・森林の美里町です。耕作放棄地もたくさんありますし、観光資源もたくさんあります。また、近隣自治体への通勤も可能です。これらの特性を生かして、半林半Xでの地域おこし、町おこし、そして移住定住者の増加につながるよう、引き続き振興を図っていきたいと考えております。

併せて、若い人がもしこの自伐型林業の半林半Xであったり、自伐型林業に興味があるということで移住定住をされてきた場合は、しっかりと研修等を行い、技術を身に付けていただく、そういったところも同時に考えていきたいと考えているところであります。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 美里町には山林が豊富にあります。やりがいを持つことができ、生活を営むことができればですね、推進に値すると思います。また、山林所有者の理解も当然ですが、一般町民の理解も必要ではないかと思えます。

先日行われたフォーラムにも多数の参加があったと聞いております。今後、自伐型林業をどのように推進していくのか、具体的な計画をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

令和3年度から自伐型林業推進協会と委託契約を結び、作業道の開設、林業の機

械の資格取得講習、間伐の搬出講習会などを行い、本年度も引き続き行う予定でございます。また、先ほど申されましたが、4月23日に行われた自伐型林業フォーラムでは、70名を超える方々が県内、県外、町内も入れて参加され、関心の深さを実感いたしました。

しかし、新規参入するがゆえにですね、問題点もございます。もともと山林を所有されない方がですね、参入されるということや、あと、借地として山林を借り受けたとしても、森林所有者が森林経営計画を立てた山林や、連絡のつかない山林所有者の山もですね、施業する山がですね、非常に少ないケースもございます。

さらに、自伐型林業でもっとも重要視されるのが、壊れない作業道、というのを造るのがかなり技術を要します。その向上が短期間でできるとは非常に考えにくいと思われまます。

しかしながら、現在全国で波及しておりますが、経験豊かな自伐林家の指導、先進地でもあります高知県の佐川町あたりをですね、研修を行いながら、さらに6月3日から募集をしております地域おこし協力隊をモデルとして、森林経営管理制度で町が委託を受けた山林や町有林などを斡旋し、自伐林家の育成に今後推進してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 先進地があつてですね、成功している例があると思いますので、難しい部分もあると思いますけれども、その、美里町の山林と、また地域の特徴の違いあたりもですね、しっかり研究されて、私もですね、自伐型林業に期待が持てると思っております。が、まだまだ勉強不足ですし、これからのことですので、実感としてわかりません。ぜひですね、先進地を見習いながらもですね、美里町に合った方法でやっていければな、やってもらえたらなというふうにも考えております。

私は、個人的にはですね、自伐型で造られた作業道がですね、クロスカントリーのコースとして利用できたらいいなというふうにも思っております。町の活性化の一つになり得るのではないかなというふうにも思っているところです。そうなることを期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、順次質問を行います。今回は一応4項目用意しております。

1点目は、有機農業の推進について、2点目は空家法基本指針及び特定空き家等ガイドラインの改正について、3点目が地域を支える関係人口の拡大について、4点目が自治体デジタル化の推進について、4項目にわたって質問をいたします

まず、有機農業の推進についてでございます。隣の山都町におきましては、2021年5月内閣府よりSDGs未来都市自治体SDGsモデル事業に選定をされまして、かなりいろんな取組をされているところでございます。令和4年2月17日の熊日の記事によりますと、有機農業で持続可能なまちづくりを目指して、官民一体の取組、潤徳小ですかね、地元の小学校の食育授業、味噌づくりグループのショップとか、いろいろ関係記事がなされております。町おこし会社「山都でしか」という会社が主催してですね、今の16人が参加をしたとか、いろいろ記事が出されているわけでございます。

山都町の歴史は非常に古くてですね、熊日の大きく、2月17日の記事とか町長が出ておられます「吸引力」というシリーズの記事でも詳しく紹介されているところでございますけれども、本町における有機農業の現状と課題について、どうなっているか、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町の有機農業の現状としましては、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない有機農業に取り組んでいる組織や、個人的に取り組んでおられる農業者も数人おられます。また、有機農業ではございませんけれども、減農薬農業に取り組んでいる組織もございます。

具体的な経営体数は現在把握できていない状況ではございますが、有機農業への取組については、野菜関係の栽培が主要作物となっております。

また、減農薬農業につきましては、農薬を削減した栽培や合鴨農法を活用され、主食用米の取組を実施されている組織もございます。

主な活動につきましては、有機農業については、町内外から有機農業に関心がある方々の農業体験や研修の場として、田植え体験や稲刈り体験などの受け入れを実施されておられます。

減農薬農業につきましては、中央小学校5年生を対象に、減農薬組織の方々の参画をいただきながら、合鴨農法を活用し、田植えから稲刈りまでの協力をいただいているところでございます。

近隣の状況としましては、先ほど議員おっしゃられましたように、山都町でございますけれども、1970年代に「全国有機農業大会」が地元で開催されたことを機に、以後50年にわたりまして有機農業に盛んに取り組まれています。

また、平成15年に有機農業者や有機グループ、また農薬不使用、減農薬などの環境保全型の農業者が一体となりまして「山都町有機農業推進協議会」が設立され、有機農業経営確立に向けた交流会や研修会の実施及び新規就農者への栽培体験や技術指導などが行われておられます。

それに対しまして、本町の有機農業の課題としましては、有機農業及び減農薬農業を実施されている農業者または組織などの協議会は現在、存在していない状況ではございますけれども、農業者が各々の栽培方法で農作物を栽培し、販売されており、農業者同士の情報の共有や栽培技術の習得が困難な状況となっております。

また、有機農業全般に言えることではございますけれども、使用できる農薬や肥料が限定されていることから、品質及び数量の低下が起きやすくなりまして、維持管理の適正管理に伴い、除草作業や病害虫の発生による労働時間の増加が懸念されているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 山都町の例を出して説明がございました。山都町は総面積の72%が山林ということで、ほとんど本町と似通っております、昭和40年代から全国に先駆けて有機農法による農作物の生産が進められてきております。

農薬や化学肥料を使わない有機JAS認定登録では日本一だという風に聞いておりますし、まあ小学生向け有機農業とSDGsの関係をテーマとした講話等も数多く取り組まれていると、こういうことでございます。

また、4月21日の熊日の記事でございますが、山都町におきましては、NPO法人「ORGANIC SMILE」という法人が有機農法の学校を開校したという記事がございましたし、先ほど引用いたしました、「吸引力」というシリーズがですね、4回にわたって出されておりますが、あのこれはずっとあの、後で質問します、空き家の関係とかあるいは関係人口とかにも関連してきます。ていうのがいろいろ、有機農業をしたいのでわざわざ山都町に来るとかですね、そういうきっかけになってるわけですね、実際は。じゃあそういうことが、山都町でそういう有機農業をしたいから、わざわざ移住してくるという人も結構おられるというようなこ

とでございます。で、「吸引力」で出ておりますのは、まず環境保全の農業、まあ町自体が考えておられまして、JAS認定はもう50を超えてると、こういう状況でございます。また、緑川源流の自然派カフェというのができまして、これが口コミで広がって、都市からの客を誘引していると。3点目に自然食品の店を移住者が開設されまして、安心を求める消費者が非常に多くそこに通ってきていると、こういうことでございます。で、就農を目指してですね、わざわざ、先ほども言いますように、自然に囲まれたそういう土地でですね、暮らして有機農業をしたいと、こういう人も非常に増えてるということ、非常に有効的にですね、それが重なって成果が出ているのじゃないかなと、このように考えます。

2021年の5月に緑の食糧システム戦略ということを受けまして、2050年までに有機農業を25%にするというのがですね、一応国の目標にはなっておりますが、その中で有機農業に対する町の基本姿勢についてはどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。先ほど議員おっしゃられました通り、令和3年に農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定しまして、2050年までに有機農業の取組面積の割合を拡大するという目標を掲げております。町としましても、まずは有機農業に取り組んでいられる方、これから取り組もうと思っ
ている方の把握を行いまして、有機農業に取り組まれる農業者には環境保全型農業
直接支払交付金などの支援を行いながら、有機農業と観光農業の共存を目指し、農
地の集積化や栽培技術の習得など、有機農業の発展を支援していきたいとおもっ
ているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 7月に新しいまちづくりの会社もできますし、その中の仕事の中に入ってるかどうかわかりませんが、今後のこの有機農業の展望について、町としてどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後は、SDGsにおける環境保全型農業の拡大であったり、人々の健康志向の高まりによりまして、有機農業への期待というものはさらに大きくなっていくことが予想できます。また、労働時間を軽減する農業機械の開発であったり、病害虫に強い品種の開発も想定をされるところです。

美里町といたしましても、現在取り組まれている有機農業や減農薬農業の所得安定を目指し、国の動向も注視しながら支援ができればと考えております。

また、現在町が振興を進めております自伐型林業の半林半XのこのXの部分に、耕作放棄地を利用、あるいは耕作放棄地を集積した有機農業の取組ができないかなども今後模索していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 隣の町ではですね、もう何十年も前から取組が進められて、空き家のところでも出てきますけども、移住者がですね、ものすごい百何十軒という移住者があるわけですね。そういうことを有機的にこの組み合わせさせて、山都町では移住者を増やす空き家対策にも貢献しとるし、移住者を増やすという点の効果が上がってるという点ですね。その点、よく参考にさせていただいて、取組を強化していただきたいと思います。

2点目は、空家法基本指針及び特定空き家ガイドラインの改正について、お尋ねをいたします。

このたび、昨年にこのガイドラインの改正が行われました。またその2回ほど行われていると思いますけれども、この特定空き家等ガイドラインの改正の経緯と趣旨について、どうなっているかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、今回改正されることとなった経緯についてですが、平成26年の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された後も、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の観点から地域住民に深刻な影響を与えており、全国的な課題となっていることがあります。

空き家等の管理につきましては、所有者の責務で行うものですが、民地への行政の関与に関して、民法上の問題等様々な制約があり、特定空き家等認定や所有者の特定等には困難な状況がありました。

今回の改正は、法律施行後の取組状況や地方公共団体からの要望を踏まえ、空き家対策をさらに強力に推進する実効的な対応を高めるために改正されたものです。

主な改正内容についてですが、指針では、特定空き家等の認定対象範囲の拡大、市町村による民法の財産管理人制度の活用促進、NPO法人等民間の協力による促進などが盛り込まれました。

また、ガイドラインでは、空き家等所有者の特定に係る調査手法、国外居住者や所有者を特定できない場合の措置、災害対策基本法に基づく措置、空家法の対象可能性として長屋を含めるなどになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 経過経緯はわかりましたけれども、空き家バンクの現状についてお尋ねをするんですけれども、これも山都町の例が出ております。2022年1月末現在で、106件成立をしているということで、賃貸が85件、売買が21件、半数が町外からの転入と。残りは町内間の移転と。こういうことで、大きな実績が上がっております。国立社会保障・人口問題研究所の予測、町も人口ビジョンをつくっておりますが、2060年には4,000人台になるということですね、見込みが、人口の予想が出ております。その中で、人口減少を止めるということは難しいんですが、この人口減少のスピードを緩めるという取組が非常に大切だということで長期計画にもそういう表現を使っております。

人口減を抑制する効果ということで、さらにこの空き家バンクの重要性というものが出てきているというふうに思います。町では、空き家バンクの、今までですね、嘱託員をお願いして調査をしたりですね、その後、地図のゼンリンに委託をしてですね、調査をした。いろいろ取組がされております。この間にですね。今、現状として、空き家バンクの現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、本町における空き家等の数についてですが、平成28年度に全戸調査、それから平成30年度に再調査を行っており、平成30年度に調査したときの空き家等総数は523軒となっております。

空き家バンクにつきましては、令和4年5月末現在の登録状況は、空き家が7軒、宅地が1軒となっております。

また、空き家バンク制度を開始した平成28年度から令和3年度末までの成約件数は17件となっております。

なお、空き家バンクの登録数が少ない理由は、そもそも登録申請が少ないこと、さらに居住可能である物件が少ないことなどがあげられます。

空き家バンクの物件登録周知については、固定資産税の納税通知書を発送する際に、制度の周知を行うとともに、地域おこし協力隊による「空き家の掘り起こし」を行うなど、登録数増に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 523軒ある中で、登録してるのは7軒と、異常に少ないというかですね、思います。もっと、後の質問にも出てきますが、山都町では空き家バンクを管理するところを、別の会社をつくって委託をしたらですね。だから町の担当者にお任せするというのもなかなか無理だろうというふうに思います。そうい

う点があるのじゃないかと。町によっては、熱心に担当者、大分県の豊後大野だったですかね、とにかくもう土日返上して、そこまでせいては言いませんけれど、土日返上で職員が張り付いてですね、とにかくもう全部インターネットで空き家の間取りとか、全部紹介して、そして問い合わせがあったら現地に案内してするとか、手際よくして、ものすごい成果を上げてるところもあるわけですね。そぎゃんせいては言わんけれども。職員にそういう負担を掛けなさいとは言いませんけれど。できないならばそれなりの、資格を持ったところに委託をするとかですね、一定のそりゃ委託料を払わにゃいかんですけん。で、そういうことで、やっぱりもう少し実績を上げていかないといかんのではないかなと思っております。いろいろ山都町の場合は、有機農業でありますとか、いろんな効果が、相乗効果をもたらしてですね、かなりのこういう106件という成立が、数字が出ているわけでありますので、そういう県内でも山都町以外でもうまくやるところもあると思いますので、十分そのあたりのやり方等も参考にしてですね、ぜひ空き家バンクについては件数を増やして、インターネット等で十分宣伝もできますので、そういうことで取組を強力に進めていただきたいと、このように思っております。

3点目ですけど、町空き家等対策計画というのができました。手元に持っておりますけれども、この町の空き家等対策計画が令和4年4月にできておりますが、この計画を踏まえて、町としてどうですね、この計画を具体化していくのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

本町において、令和4年4月に美里町空き家等対策計画を策定しておりまして、今後地域の実情にあわせて、総合的かつ計画的に実施してまいります。

具体的には、空き家の実態を把握するための空き家等調査、空き家の適正管理を促すための所有者への啓発・情報提供、空き家バンクへの登録促進、行政指導等を行っていく特定空き家等への措置など、関係各所と連携しながら対応してまいります。

また、今年6月より地域おこし協力隊1名に、空き家対策業務を委嘱しております。委嘱者の第三者的視点を踏まえ、協力隊として地域に寄り添った活動を行うことで、空き家の掘り起こしや空き家バンクへの登録促進、移住者向け情報発信などを進めていければと考えております。

移住者の利用登録に際しては、移住希望者に地域の文化や生活習慣について説明を行い、同意された方に登録を促す仕組みとしておりますが、今後は協力隊がさらに移住者や町民に寄り添った相談窓口として、地域住民と移住者の橋渡し役を担っ

ていただければと期待しております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、空き家等対策計画策定を踏まえて、今後の進め方について詳しく説明があったところでありますが、先ほどから議員がおっしゃいますように、山都町では百数件の実績があるということです。そうやって考えますと、何を目的に美里町に移住定住をするのか、移住してくるのかということも非常にここでは重要になってくるのではないかと思います。それが先ほどおっしゃった、例えば有機農業であったり、あるいは自伐林業であったり、あるいはその他の目的であったり、なぜ美里町に移住するかという、その「なぜ」というところですね、今後は充実させていく必要があるのではないかと感じたところでございます。

なお、美里町が空き家がですね、今523軒あって、住める物件というのが現在のところ68軒程度しかないということもございます。そういった意味では、さらにまだ見つけてないところがあるかもしれませんので、そういったところの掘り起こし等も同時に進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 山都町ばかり例を挙げるとなんですけれども、とにかく山都町ではですね、合併時に1万9,000人の人口が2022年にはですね、1万4,000人になったということ、26%人口減がっております。仕事で町外に出る、出生が死亡を下回ると、こういうことで、本町でもそうですけれども、死亡者が200人とすればですね、出生者は50人もいないと、こういうことで自然と、当然毎年百何十人ずつ減っていったるわけですね、現実には。そういうことで、山都町もほとんどそういう、変わりませんけれど、空き家バンクについては、運営を「山の都地域仕事センター」、こういう法人を立ち上げて、田舎暮らしへのあこがれの人たちをインターネットとかで宣伝をしてですね、移住者を募集するというか、非常に精力的に取り組んでおられるということでございます。

そういうことで、できれば宅建の資格を持った人とかが一人でもおればですね、非常に有効にその働きができていくのじゃないかなと考えるところでございます。

そこで、4点目ですが、不動産業者との連携。これは非常に空き家対策には重要になってまいります。これも熊日の4月16日の南阿蘇村の例が出ておりました。レストランを経営する方はですね、この不動産会社のアソートという会社の代表者なんですけど、熊本地震を契機にして移住してこられたということで、大体はボランティアで来てですね、やっぱりいいなということで住み着いたということで、この人は、不動産屋でレストランを経営しておりながら、求人情報とか中古車の情報あ

たりもインターネットで流して、非常に多岐にわたって、移住者ですよ。地域に貢献をされてるということで、この人一人で50人ですね、移住させたというのが出ているわけです。

そういうことで、この不動産業者との連携、このあたりはどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

本町の空き家等対策を効果的に進めていくためには、不動産事業者をはじめ、司法書士や建築士等との連携が重要だと認識しております。特に、今後の空き家の増加と昨今の移住者増の流れを本町に結びつけるためには、不動産事業者等との連携が必要と考えております。

現在、残念ながら、町内に不動産業者がいらっしゃらないこともありまして、空き家バンク業務においては、空き家等の現地調査や希望者の仲介等について、熊本県宅地建物取引業協会の協力を得ながら進めているところになります。

今後、さらなる空き家を活用した定住促進のためには、地元根差した愛町心のある不動産事業者が町内で業務を行っていただくことが理想だと考えておりまして、将来的には不動産事業者の誘致にもつなげていければと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 本町出身で熊本市内で営業されている方とか、知ってる人がおりますが、そういう人もおりますね。そういう人とか、不動産業はしてないけど宅建の資格は持ってるよとかおられるわけですね。だから、そういう方たちをある程度調べて、不動産業として営業はしてないけど、宅建の資格を持っておればある程度仕事はできるんじゃないかと思っておりますので、そういったところも十分調査してですね、取組をしていただきたいというふうに思います。

また、以前、古民家協会ですかね、古民家協会とかと提携したことがあったですよ。これは今どうなっているんですかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 協定を結んで、空き家をですね、古い空き家を改装してとかという話もありました。ただ、ちょっとやり取りのミスというか誤解もありまして、例えば「町がお金を出してくれるんでしょ」とか、「いや、そっちは出さずにとりあえず自分たちでやるからと言ったでしょ」とか、そういった誤解もあったもんですから、今ちょっと距離ができています。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。本当に、簡単にですね、言葉で言うように簡単にはいけないと思いますけど、ただ、隣の町ではそういう大きな実績、南阿蘇でもそうですけど、やっぱり不動産に関係する人たちが移住者を呼び寄せたりしてですね、成果を上げてる。そういったことを十分参考にして、とにかく、全部まねをしないとは言いませけれども、やっぱり成功しているところに着眼してですね、何でそういう成功してるかという、要因があるはずですから、それを十分施策に生かしてですね、取組を強めていただきたいと、このように思います。

3点目に移ります。3点目は、地域を支える関係人口の拡大と、こういうことでお尋ねをいたします。

交流人口というのは以前からよく、言葉としては聞いておりますけれども、最近ではいろんな地方創生の計画が発端だと思っておりますけれども、関係人口というのがですね、非常に言葉として、単語として出てきております。

まず、そういうことで1点目は、従来から言っております交流人口と関係人口、これはどのように違うのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

交流人口とは、観光をはじめとした通勤や通学、スポーツ、レジャーなど、何かしらの目的を果たすために訪れる人たちのこととして、関係人口や定住人口に比較しまして、地域への関わりや思いが浅い人たちのことを指すということになっております。

一方、関係人口とは、地域にルーツがある人や過去に勤務したことがある人など、その地域に愛着や興味など、何かしら思いを持っている人たちのことを指し、いわゆる地域のファンのような人たちのことになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 要するに、一言で言うと関係人口というのは、「観光以上定住未満」ということで、ある学者が言われております。関係人口については、ふるさと納税とか特産品の購入とか、観光のリピーター、地域のボランティア活動に参加をして、様々な形で地域づくりに関係する人たち、こういうようなことで言われております。たまたま観光に来た人は交流人口、移住した人は移住人口、この交流人口と移住人口の中間に位置するものがですね、関係人口と。こういう位置づけをされてる方もおられます。将来の移住も見据えながら外から地域を支える存在ということで、先ほど人口減に歯止めをかけられなくても、人口減を抑えていくと。できるだけ抑える意味でもですね、この関係人口の拡大というのは大事な要素であると、

このように思うところがございます。

そういうことで、農業の用水路、排水路、河川、ため池、そういった地域資源、これまでは集落で保全をしてきましたけれども、やっぱりこういう仕事についても移住者、関係人口の方にやってもらおうと、こういうこととか、いろいろ工夫が必要だろうと思います。都市住民やNPO法人、学校、企業などが連携して維持する動きが現在も広がっておりますので、そういう、阿蘇の野焼きもそうですね。なかなか野焼きに参加する人が年々少なくなったということで、阿蘇市、阿蘇地区以外からもボランティアを募集してですね、ようやく装置の維持をしてると、こういうところもでございます。そういうことで、人口減少とか高齢化などの問題を抱える地域の持続可能性を高める上で、関係人口というのは非常に重要な役割を果たしているというふうに、私は思うところがございます。

そういうことで、今後、その人口減少を抑制する大きな手立てとしてですね、この関係人口をどうやって増やしていくのか。考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 関係人口を増やす糸口としましては、いろんな手段があるというふうに思います。ただ、美里町を知っていただくということは非常に重要なことではないかというふうに考えております。美里町を知っていただく、そして来ていただく。つまり、交流人口を増やす取組というものも非常に有効であるというふうに考えます。これまで、体験型観光であったり、グルメであったり、温泉等の来訪者ニーズに対しまして、町内の各事業者がそれぞれ対応する形態でこれまではございました。町内の周遊につながりにくい、地域内の経済循環が少ない、などの課題があったところです。

今後は、新たに組織する予定である「まちづくり公社」が中心となって、各事業者間の連携を図ることにより、横の展開がしやすくなり、周遊型観光による滞在時間を増やし、より深く地域を知ってもらうことができるようになるのではないかと考えております。その、より深く地域を知ってもらう、そのことで美里町のファンづくりと、ファンになってもらう、要は関係人口の一人になってもらうという、そういった取組を行っていきたいと考えております。とはいえ、先ほど議員もおっしゃいましたが、美里に来て、いろんな作業をしてもらう、美里を常に思っていたただく、そのためにはとにかく美里町の魅力というものを発信していかなければいけない。繰り返しになりますが、美里町を知っていただかなければいけないというふうに考えております。そういった意味では、今後、先ほど申しましたような活動もそうですが、町外に向けたSNS等での情報発信というものも行っていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 3点目の質問ですけれども、関係人口の拡大と地域おこし協力隊の活用について、お尋ねをいたします。

地域おこし協力隊はですね、自治体の委嘱を受けて活動費を支給されて、地域活動に取り組む方たちでござます。連携不足からですね、協力隊の活動に否定的な住民がおられることもまた、一部ですけれどもございますし、関係人口がさらに地域との関わりを強めるためには受け入れ側の体制が非常に重要なところであるというふうに思います。これまで、わかる範囲で結構なんですけど、何人の協力隊が受け入れられて、今現在ですね、今から先じゃなくて過去です。今まで何人協力隊の方が来られてですね、その方が本町に定住された、あるいは起業をされたとか、その出身地に帰って何の連絡も取れないとか、そのあたりの実態はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

地域おこし協力隊は、本町では平成25年から募集を開始しまして、これまで9人が着任され、5の方が町内定住につながっております。

定住された方の中には、カフェの開業や就農につながるなど、職も含めた定住人口につながっております。

残念ながら町を離れられた方は、様々なご事情を抱えておられまして、一概に関係人口の一人になられたというわけではございませんが、外から美里町の魅力を発信できる貴重な人材として、今後もですね、着任していただく地域おこし協力隊の方には、積極的なフォローを行ってまいりたいと思います

なお、現在一人が、主に空き家対策を行う協力隊として、6月から着任されております。また、自伐型林業で3人を現在募集中です。関係人口拡大に直接業務として従事していただくわけではありませんが、美里町の魅力を磨き上げるための助言等、協力を求めてまいります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 先ほど自伐型林業についての質問の中で、地域おこし協力隊についてですね、いろいろ協力してもらおうということで答えが出ておりましたけれども、やっぱり東日本大震災のときもそうですけれども、復興ボランティアとして関係人口を受け入れた経験、地域住民と外部の人との間の心理的な壁を取り払ってですね、地域おこし協力隊として三陸町に入った人の例が出ておりました。この人は、2019年からワイナリーを始めた経営者のもとで、その事業を始めているとかで

すね。あるいは、若手のカキ養殖業者ですね、ここの指導を受けて自分でもカキの養殖をしているとか、いろいろ大震災を契機にしたり、いろいろな形で、地域おこし協力隊としてほかの地域に入ってますね、それぞれ成果を上げておられます。

今度、自伐型林業でですね、いろいろ協力隊の方が山に入って手本を見せるというかですね、そういうことで、実際1年、2年はその補助金とか活動費とか出ますけれども、3年間ですか。それ以降は出ませんので、それ以降に年収が300万なら300万で十分ですね、家族を含めて生活ができるモデルのような形に持って行ってもらえば非常にいいなて私は思ってるわけです。そういうことで、地域おこし協力隊の方は非常にそういう苦勞もございますけれども、できるだけ町の方でも手を差し伸べてですね、活動がしやすいように、そういう取組をぜひやっていただきたいと、このように思います。

続きまして、4点目、自治体デジタル化の推進について、お尋ねをいたします。

今度、デジタル改革関連法というのがですね、主に6本の法律が通っております。主にはデジタル社会形成基本法というのが主ですけども、そのデジタル改革関連法を受けた本町の具体的な取組の重点、一応町ではDX、デジタルトランスフォーメーション計画というのが今、聞いたら策定中ということでございます。一応総務省ではひな形が出ておりますけれども、それを具体的に、その中に盛り込まれてくるというふうに思いますけれども、今時点で、答え得る範囲で結構ですので、この関連法を受けた本町の具体的な取組の重点はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、デジタル改革関連法案につきましては、行政分野においてのデータの利活用を進め、社会課題の解決に生かすためにデジタル改革を進めることを目的とした法律となっております。

この法案や国の動向を踏まえまして、本町としましても、まずはデジタル化の推進を図るため、美里町DX推進本部会議を立ち上げ、各課を横断する体制の整備と美里町デジタル化推進計画の策定を行ってまいります。また、並行しまして、国が進めるデジタル社会の構築に向けまして、全自治体で足並みをそろえて取り組んでいくため、自治体に取り組むデジタル化の推進の方策を定めた、先ほどありましたように、自治体DX推進計画の六つの重点取組項目、例えば自治体の行政手続のオンライン化や自治体の情報システムの標準化、共通化などがあげられますが、これらを着実に進める必要がありますので、今年度は、子育てや介護関係の手続につきまして、行政手続のオンライン窓口であるマイナポータルからマイナンバーカードを活用して、行政手続のオンライン申請が可能となるよう環境整備を行ってまいり

ます。

そこで、必要となりますのが、マイナンバーカードでございます。本町の住民の方の保有率が県内の市町村に比べましても低い状況にありますので、本年度取得促進を図るため、マイナンバーカード取得促進給付事業を実施いたします。この給付金事業につきましては、給付条件はございますが、マイナンバーカードを既に取得されている方とこれから取得される方、所有者一人につき一律5,000円を給付するものでございます。この機会に、ぜひ取得していただくなればと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） デジタルトランスフォーメーション計画は今、町は策定中というところでございますけれども、一応その関連でですね、質問いたしますが、もう一つは個人情報保護の関係でございます。いわゆる「2000個問題」と俗に言われておりますけれども、個人情報保護条例というの、各市町村、都道府県、広域連合、それぞれに個人情報保護条例があるわけでございます。国の法律によってですね、このようなルールの一掃が行われて、個人情報保護の規制緩和につながって、保護が後退することが危惧されているところでございます。そういうことで、自治体議会においても、各地方自治体の個人情報保護条例を法律で統一することに対する反対、慎重な検討を求める意見書というのが数多く可決をされているところでございます。また、日本弁護士連合会も3月に、慎重な国会審議を求める会長声明というのを出してございますけれども、この国に先駆けて自治体が個人情報保護条例を作つてですね、制度を確立してきたものでございまして、それに国が統一的な基準で運用を行うことについては、どうしても納得いかないと、こういう意見が非常に強いわけでございます。

この点についてどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明いたします。

デジタル改革関連法の施行により、個人情報保護法が改正され、これまでに独自に個人情報保護条例を制定していた地方自治体に、個人情報保護法が一律に適用されることとなります。そこで、本町では新制度における個人情報保護の施行を受けまして、現行の個人情報保護条例を一旦リセットし、新制度における改正法に基づく運用とその相違点を全体にわたって把握した上で、現在のままで存続するものと変更が必要となるものを精査し、改廃に向けた作業を進めていく予定でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 先ほど、地方議会等の意見書が多く出されたということで申し上げましたけど、その中で言われるようなですね、懸念するような内容についてはきちっとチェックをしていただいて、自治体のほうが先行している面ですね、国が新たな基準で、マイナスというか、そういうことにならないようにですね、見直しをお願いしておきたいと思います。

3点目には、この地方自治体の情報システムの標準化の問題でございます。

今、伝えられるところによりますと、政令でうたってございますけれども、この児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理とか、17事務がですね、予定されているわけでございます。

標準化の効果として、住民の利便性の向上とかいろいろ言われておりますけれども、自治体にとりましては、システムの発注や制度改正の対応などに要する職員の負担軽減、システムそのものの価格の低廉化などが上げられるわけでございますけれども、この自治体の情報のシステムの標準化、これについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

自治体情報システムの標準化、共通化につきましては、自治体における情報システム等の共同利用や手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するために取り組むものでございます。

具体的には、住民記録や、固定資産税、児童手当などの基幹系業務20業務につきまして、関係府省の標準仕様に沿ったシステムを全国規模のクラウド、ガバメントクラウドと言いますが、そちらに構築し、各自治体が令和7年度までに、標準化基準に適合した基幹系業務システムを自治体を利用することとなります。

本町としましても、まずは各課横断的な推進体制を整備し、令和7年度までに標準準拠システムへの移行に向け、国が示しました自治体情報システムの標準化、共通化に係る手順書に沿って進めていきたいと考えております。

本年度はまず、システムの標準化、共通化に向けまして、基幹系業務システムの業者より、標準化に向けた説明が行われ、今回の補正予算にも計上しておりますが、標準準拠システム移行に伴う、文字の同定作業を行うこととしております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今の現状についてはわかりましたけれども、一方ではデジタル禍、この問題が指摘されております。2022年8月を目途に策定される標準仕様書というのができるそうでございますが、中核市規模の自治体が想定されておしま

して、それを踏まえて大規模自治体及び小規模自治体を想定したバージョンアップが予定されているということでございます。この中で、自治体にとっては標準化の効果が発揮される全段階において、相当程度の職員への負担、これがかかることが想定されております。また、17の業務について、一気に業務プロセス、様式、帳票を見直すだけでも小規模自治体にとってはかなりの負担と、こういうことで言われております。具体的に、そのあたりが国で示されておられませんけれども、今幾つか申し上げましたように、災害級のデジタル禍ですね。それが起こる可能性が高いという学者の指摘もあるわけですね。

ですから、そういうことで、標準化はもちろん必要だし、進めなければなりませんけれども、一方では職員に過度の負担がかかったりですね、そういう指摘もございますので、十分そのあたりも考慮していただいて、進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、5番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○5番（高田美千子君） 5番、高田美千子でございます。通告に沿って一般質問をいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について、2、砥用東部地区の過疎対策について、3、緑川ダムを中心とした地域づくりについて、この3点について質問を進めてまいります。

さて、いまなお収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症でございますが、今も私たちの暮らしに様々な影響を与えております。これまでの国内の累積感染者数は、およそ890万人、県内の累積感染者数は、つい先日でしたが10万人を超えました。県内の感染者数は、現在やや減少傾向にあります。美里町においても新聞の感染者数の発表を見ておられますが、感染者ゼロという日はなかなか続きません。

町内におきまして、これまでの感染状況の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明いたします。

令和2年12月29日に美里町で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、本年5月末現在で265名の感染が確認されております。年代別の感染者数は、10歳未満の方が29名、10歳から20歳代の方が71名、それから30歳から50代の方が99名、それから60歳以上の方が66名となっております。

また、感染が爆発的に感染するクラスター的な感染はですね、本町では確認されておられません。県内の発生状況や発生時期を比べてみましても、ほぼ同時期に感染者が確認されており、引き続き、これまでと同様な手洗い、うがい、それからマスクの着用などの基本的な感染症対策をですね、今後も継続していく必要があると考えられます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） これまでの感染者数を教えていただきましたけれども、美里町の医療施設、それから介護施設には感染リスクの高い高齢者の皆様がたくさんおられます。町内にクラスターの発生もなく、感染拡大が予防できましたことは、そして、命が守られましたことは、私たち一人一人がしっかり感染予防に取り組んで努めた結果だと思っております。特に、医療や介護に従事されます方たちは、本当に大変な現場のご苦勞があったということを知っております。そして、それを耐えて頑張っていたいただいたおかげでその結果ではなかったかなと理解して感謝しているところです。これからも、みんな一人一人がしっかり感染予防に取り組んでいきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

現在は、3回のこれまでのワクチン接種の効果もあって、やや感染が減少傾向にあります。一定期間を過ぎればワクチンの効果も薄れるということでございます。再びの感染拡大やあるいは新たな変異ウイルスの発生なども予想されて、まだまだ感染への不安は消えません。そろそろ始まる4回目接種につきましても、気になるところでございます。

そこで、ワクチン接種のこれまでの進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明いたします。

令和3年3月より町内の医療従事者を最初に、1回目のワクチン接種を開始、高齢者、基礎疾患を有する方、それから高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方、それ以外の方の接種順位で、国から示された接種間隔において、2回目、それ

から3回目をこれまで実施してきております。

美里町の接種状況は、5月末現在で1回目の接種を終えられた方が8,238名で、接種率86.8%となっており、2回目の接種を終えられている方が8,211名で、接種率86.5%ということになっております。次に、3回目の接種を終えられた方ですが、こちらのほうが6,989名で、接種率73.7%ということになっております。

このそれぞれの接種率につきましては、県内の自治体と比べてみましても上位を継続しており、ほぼ順調にですね、接種が進んでいるというふうに思います。

それから、次に、4回目の接種につきましては、5月25日付けの国からの通知により、3回目接種の完了から5カ月を経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち基礎疾患を有する者、そのほか新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化リスクが高いと医師が認める者を対象にですね、4回目接種が実施されます。

美里町の4回目接種の対象者として、60歳以上の方を4,300名、それから基礎疾患を有する方が200名、合計の4,500名と推計しておるところです。接種時期につきましては、高齢者施設に入居される方や従事者に、6月中旬以降から接種を開始し、60歳以上の方については6月中旬から下旬にかけて個別接種対象者へ接種券をですね、発送し、接種する日時、それから場所などについては、あらかじめこちらのほうで指定させていただいて、指定された日時、それから場所ですね、接種を行っていただくというようなスケジュールになります。

どうしてもですね、指定された場所、それから日時に都合が悪い方、悪い場合は、コールセンターへ連絡を入れていただき、都合の良い日に変更を行っていただくこととなります。実際の接種開始が7月1日からですね、個別接種を開始する予定です。

次に、18歳以上60歳未満の方については、3回目接種から5カ月を経過する前までに、4回目接種についてのご案内のですね、文書を送付し、4回目の接種要件に該当し、接種を希望される方はコールセンター、もしくは役場健康保険課へ接種券発行の申請を行っていただき、対象者要件を確認して、それから接種券を発行するというようなスケジュールになります。

接種券が届き次第、コールセンター又はインターネットにより接種予約を行っていただき、接種を受けていただくということになります。また、集団接種をですね、来る7月31日日曜日と8月7日の日曜日の2日間、役場中央庁舎と文化交流センターひびきですね、行う計画でおり、2日間で約1,440名の方を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） ワクチン接種が始まりました当初のような不安とか、それから混乱はなく、スムーズに実施が行われると思いますが、特に高齢者の方等に対しましては、丁寧な周知、ご案内をよろしく願いいたします。

私たち高齢者は、感染とか重症化のリスクを考えますと、ワクチン接種をしたほうがよいと考えるんですけども、その点、小児の場合は、予防効果等副反応リスクの比較とかですね、それから重症化、可能性が低いとかそういったことなどを考えて、悩まれる保護者の方も多いのではないかと思います。

町の小児ワクチン接種への今後の取組について、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明いたします。

5歳から11歳の子どもへの接種につきましては、去る3月7日から個別接種により接種を開始しております。現在は、小児科の先生がおられる医療法人美里みどり会間部病院で実施しております。

子どもの接種者数及び接種率については、5月末現在で137名の子どもの方が接種を終えられ、接種率34.3%ということになっております。

国内における子どもの新型コロナウイルス感染症については、中等症や重症例の割合が少ないものの、新規感染者が増加しているため、国は基礎疾患などのある子どもの重症化を防ぐことが期待されているため、接種を進めているところでございます。

美里町では、対象となる子どもの保護者に接種券を順次お送りさせていただいて、今後も引き続き国からの情報や日本小児学会などが随時発信する情報などを参考に、重症化を防ぐためや、学校などで安心して過ごせることなどをですね、伝えて、正しい情報の提供に努め、接種のお願いを行ってまいりたいというふうに思います。

また、子どもへのワクチン接種は、現時点では保護者に対して子どもに接種を受けさせるよう努めなければならない努力義務とはされておらず、保護者の判断にゆだねられております。子どもへのワクチン接種に迷っておられる保護者の方は、ワクチン接種の有効性や安全性などについて、かかりつけの病院の先生とも相談して、納得いく接種に努めてもらいたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） これから気候が暑くなってまいりますと、マスク着用によりまして熱中症のリスクも高くなってまいります。

美里町の未来を担う子どもたちをコロナから守るために、ワクチン接種以外にも、安全な環境づくりに最善の対策をしていただくように、よろしくお願いいたします。

さて、2年余りにわたる自粛生活のために、町全体の経済活動が低迷して、以前の活気がみられません。これまでも町は、経済活性化のために、プレミアム商品券「さくら」の発行など、対策を講じてこられました。今後の経済浮揚策としてどんな取組を考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

本年度の予算としまして、経済浮揚策でプレミアム率30%、5,000円で6,500円使えるというものですが、地域通貨補助金に1,000万円、そのほか、「みさとよかもん」に選定された31種類ある地域逸品の販売促進を図るためにバイヤーを集め、商談会を開催する委託金として80万円、また、町の観光地を回りポイントを獲得した達成者に、商品として美里町特産物や町内で利用できる施設の利用券がいただける観光アプリ「みさとりっぷ」周遊キャンペーンに200万円などを当初予算のほうで計上しております。

さらに、国からの経済対策が今後あると思われませんが、経済浮揚策として、本町のほうでもですね、予算の計上をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、説明がございましたが、これからも引き続きコロナ対策の交付金であったり支援策など、国により実施されることが予想されます。それらの機会をとらえて、町独自の上乗せや支援、あるいは商品券のプレミアム率の拡大など、そのときの状況に応じて、効果的かつ町内消費を刺激できるような対応を取ってまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 町の元気が落ち込んでいる要因の一つに、大勢が集まる行事やイベントが開催できなかったという点もあげられます。町の恒例の行事とかお祭りをはじめ、学校行事への参加もいろんな形で制限があったり、地域の親睦行事ですとかお祝い事とかも控えなければならないような状況で、みんなの楽しみが奪われてきました。そういったところからも、みんなが疲れているというふうには感じているんですけども、国の感染症対策も少しずつ緩和されつつありますので、これから美里町の経済の活性化、そしてまた、みんなの心の元気を取り戻すためにも、町はこれからいろんな各種のイベントの開催等について、どのようにお考えになっているか、どう取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

本年度の祭りについてですが、夏祭りについては実行委員会を開催し、予定通り、内容的には一部見直し、縮小した形ですね、実施することが決定しております。また、これからですね、秋に行われる全てのイベントについては、各実行委員会がございますので、その時期が来ましたらですね、決定することとなります。

いずれにしても、現在の状況が続くならですね、イベント開催については前向きに検討されると思われ、経済効果を期待した新しいイベントにつきましても、可能な限り考えていきたいと思っております。

今のところ、既存のイベントを優先して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、課長のほうからも説明がありましたが、新しいイベントも本来であればですね、いろいろ考えていきたいところなんですけど、まずはもうここ2年間やってないイベント等、これやっぱり、もう一回立ち上げると言いますか、また元のようにやるというのも非常に力があることでありますので、まずはこれまでやっていたイベントをまた復活させるというところに注力をしていきたいと考えています。

なお、先日ご挨拶に伺われましたが、レッドブルの白龍走がですね、今度6月の18、19の二日間、3,000段の石段を使ってですね、また今年は開催をするということで、ご挨拶に伺われたところでございます。そうやって少しずつイベントがですね、開催できるように、こちらもいろいろと頑張っていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 新型コロナのせいで開催できないという状況続いておりますけれども、町の看板イベントと言われるような、集客率の高いイベントもございしますので、みんなが安心して本当参加できるような日が一日も早く来てほしいなと願っております。縮小して、夏の祭りも開催されるということでございますので、一人でもですね、やっぱり町内の方、多くの方が楽しめるように、移動手段ですとか、内容とかもコロナの対策をしつつ工夫していただいて、町が元気になるきっかけとなるように願っております。

次の質問に移ります。

次に、砥用東部地区の過疎対策について、質問を進めてまいります。

2020年の国勢調査によりますと、全国では、過疎地域と呼ばれる自治体は既

に50%を超えたということです。熊本県では、45市町村のうち、全部過疎とされる自治体が23市町村あって、美里町もその一つでございます。町の人口は、広報みさとに毎月掲載されておりますけれども、令和元年5月末には1万14人、それが翌月の6月末には21人減少して9,993人となっております。そしてこの、今年の5月末には9,217人まで減少しております。人口減少、少子高齢化対策は、美里町全域にとって喫緊の課題でございますが、中でも砥用東部地区においては、いわゆる限界集落が増えつつあります。ご存じのように、東部地区はほとんどが農地や山林という環境で、山間部の集落が多い地域でございます。生活の不便さから若い方たちが集落を離れて、高齢者が残されているという現状がございます。

そこで、東部地区の限界集落の分布状況と人口動態予測に基づいた人口減少の歯止め策について、町はどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 限界集落の分布状況と今後の人口動態の予測に基づいた人口減少の歯止め策についてということでございます。

まず、美里町の人口動態予測ですが、2015年で1万333人だったものが、45年後の2060年には3,021人と71%の減になると予測されております。

次に、限界集落の分布状況についてでございますが、ここでは限界集落の定義を「そこに住む人口の、そこに住んでいらっしゃる方々の50%以上が65歳以上で、集落の維持が難しくなっている集落」というふうに定義をさせていただきます。

その定義でいきますと、本年4月1日の速報値で美里町は、全行政区88のうち、26行政区が限界集落に当たり、東部地区で言えば26行政区のうち、12行政区が該当することになります。日本全体で進行する人口減少という大きな流れの中で、少しでも人口減少を和らげるためには、農林業であったり、商工業等、基幹産業の再生、観光振興や移住定住の促進、結婚・出産・子育て支援、福祉の充実、防災対策やインフラの整備などこれはもう町が行っている全ての業務が関連するというふうに思われます。特に、砥用東部地区における歯止め策といたしましては、砥用東部地区にありますキャンプ場であったり、フォレストアドベンチャーなど、ダム周辺の観光施設の活用が重要であると考えており、多くの方々に、やっぱり砥用東部地区という所を知っていただいて、交流人口、あるいは関係人口の創出が引いては定住人口の増につなげていけるように、対策をしていきたいというふうに考えております。ただ、非常にこれは難しい問題でございますが、日本全体の人口が減っていく中で、やはり一極集中というものが日本の中でも、九州の中でも、熊本の中でも発生してきているような状況であります。そういった状況の中で、やはりそこにある魅力、それからなぜそこに住むのか、先ほども一般質問でもありましたが、何

をしにそこに住むのかというの、しっかり確立していけるようにですね、今後も地域の皆さんの話を聞きながら、あるいは議会の皆さんとも協力をしながらですね、そういったことを確立していかなければいけないんじゃないか、考えていかなければいけないんじゃないかというふうに感じております。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 町内全域で高齢者の一人暮らし、あるいは二人暮らしが多くて、徐々に空き家が増えつつあります。町は町内の空き家対策としまして、先ほども一般質問の中に出ておりましたけども、空き家バンクを設置して解消を図ってこられました。そこで、地域おこし協力隊員の担当の方が任期を終えられて、その後おられないというふうに聞き及んでおりました。

そこで、東部地区の空き家の現況把握と空き家解消対策について、町はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、本町における空き家等の総数は、平成30年度の調査で523軒、うち砥用地区では358軒になります。この内訳としては、居住可能が47軒、要修理住居が154軒、居住不可能が117軒、倉庫など居住に則しないものが40軒です。

空き家解消策については、施策的には空き家の実態を把握するための空き家等調査、空き家の適正管理を促すための所有者等への啓発・情報提供、空き家バンクへの登録促進、行政指導等を行っていく特定空き家等への措置などになりますが、東部地区という観点では、先ほど町長からもありましたけれども、人口減少の歯止め策と同様にダム周辺の観光需要、これをフックに交流人口、関係人口をまず創出して、それを定住人口につなげていくということが考えられます。

先ほどおっしゃいました、地域おこし協力隊なんですけど、空き家対策を担当する方を今年6月1日から1名の方に来ていただいております。移住者の第三者的視点を踏まえ、協力隊として地域に寄り添った活動を行うことで、空き家の掘り起こしとか空き家バンクへの登録促進とか先ほどの所有者等への普及啓発とかですね、それから移住者向けの情報発信、こういったものを進めていければというふう考えております。

この業務を行っていくためには、地域の方の、皆さんのですね、ご支援が不可欠でございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、ご説明いただきましたように、本当、空き家バンクの成

果を上げるためには、やはりその家屋の所有者だったり、その集落の、地域の方たちのご理解とご協力というのが不可欠だと思います。地域おこし協力隊の方のこれからの活躍とその成果を期待しております。

次に、東部地区におけます若者定住住宅建設について、お尋ねをいたします。

なぜ、このお尋ねをするかといいますと、励徳小学校の現在の全校児童数は、昨年は38名でしたが、この春37名になりました。現在も二つの複式学級が運営されております。このまま児童数が減少してまいりますと、学校の存続ができなくなるのではないかと危惧されます。教育環境は本当に大変素晴らしい励徳小学校は、私たち地域住民にとっては誇りでありますし、大事な子どもたちが育つ場所でもあります。子どもたちが増えて、何とか持続してほしいというのが地域の願いでございます。三本松の町営団地もありますけれども、そちらのほうは老朽化が進んでおりまして、改修を要するような状況でございますので、新たな若者定住住宅はできないかと望む声があります。

その点について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現時点では、新たな住宅団地整備の計画はございません。しかしながら、町では「よんなっせ」、東部活性化施設の「よんなっせ」東側の土地を災害・工事発生土捨て場の用地として、平成30年度より買収を進めております。ほとんどの用地につきまして、土地売買契約が済んでおりますが、一部が契約に至っておりませんので、用地の取得につきまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

今後、用地の取得が完了し、当初の目的である土捨て場としての役割を果たした後には、老朽化する町営住宅の移転であったり、分譲住宅団地なども視野に有効な利活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 5年先、10年先の東部地区の状況を考えましたときに、やはりみんな、一体どうなるんだろうという危機感を持っております。そういった住宅建設につきましても、これから全力で精いっぱい検討をしていただきたいなど期待をするところでございます。

東部地区活性化施設、今おっしゃいましたいわゆる美里物産館「よんなっせ」は、昨年春一時休館しましたがけれども、その後しばらくは委託運営を経まして、この春から新たな指定管理者も決まり、営業を再開されましたことは、地域の活性化のために本当によかったなど大変感謝をしております。

令和2年12月の定例会におきまして、町長が東部地区のまちづくりについて、

「よんなっせ」と役場出張所を拠点として、高齢者の買い物や外出の便など地域の方たちの生活の利便性を高めていくと述べておられます。地域の方たちもその実現を大いに期待しております。その拠点に、食料品とか日用品がそろっていればなあとか、いつでも気楽に立ち寄れる交流の場があったら、地域の方がもっと集まるのにとか、そんな声も聞いております。東部地区にはコンビニもありませんし、小売店も「よんなっせ」以外にはございません。日用品が揃うお店がですね、ございません。役場出張所に併設の東部交流室もございますけれども、少し利用しづらい点があるようです。

そこで、東部地区活性化施設「よんなっせ」の拠点としての機能の充実を、今後どう図っていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、「よんなっせ」の現状についてですが、4月より新たな指定管理者により運営を行っております。休日やゴールデンウィークは多くの観光客でにぎわっております。観光客数や売り上げも大きく伸びている状況です。観光客等の飲食需要や買い物等への受け皿という面に関しては順調な滑り出しではないかなというふうに評価しております。

今後、更なる誘客につなげるため、「よんなっせ」入り口横の「野菜室」がありますけれども、そちらを効果的に活用できるよう、排水関係の工事をですね、改修工事を予定しております、今回の補正予算にも上程させていただいております。

また、東部地区の買い物拠点として、生活用品や野菜等の販売拡充を図ってもらうよう、指定管理者の方とも協議しながら、さらなる誘客の取組や地域の買い物の場として、充実を図ってまいりたいと考えております。東部交流施設につきましては、これまでの利用状況とかですね、今後の利用計画等も考慮させていただきながら、まずは運用面でですね、改善を図っていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今のご説明の中で、「よんなっせ」が活況を呈しているということで、私も何度か伺っておりますが、とても評判も良くて、地域の活性化に大いに役立っていただいていると感じているところでございます。

外部からの観光客とか、そういった方たちのご利用も増えてきておりますけれども、やっぱり生活の中の一部、生活の本当に必要な場所として、地域の方たちがですね、こぞって来るような場所になっていったらいいなと期待しているところでご

ざいます。

次の質問になります。

緑川ダムを中心とした地域づくりについて、質問をいたします。

ご存じだと思いますけれども、緑川ダムは昭和46年に完成した多目的ダムで、完成50年を迎えております。緑川ダムはダム本体の姿の壮観さもありますけれども、以後、緑川湖と呼ばれるダム湖周辺の景観は本当に素晴らしいものでございます。

町長が言われますように、ポテンシャルが高い美里町の中でも、緑川ダムは、アフターコロナの地域活性化の中心となり得る資源だと私は思っております。まだまだ秘められた魅力がたくさんあると思います。

例えば、思いつくままに申し上げますと、湖面を生かした表上でのレジャー活動とか、小さな子どもたちが今フォレストなんか利用できないというような声も聞いておりますので、そういった小さな子どもでも、安全に水と親しめるような、触れ合えるような遊びの場とか、健康づくりのための散歩コースとか、ジョギングコースの整備、それからサイクリングロードの整備とか、小さな子どもたちが観察をしたり、遊んだりできる体験スペースなど、また体験参加型観光につながるかもしれませんけれども、人をこぞって桜や紅葉の植栽をすとか、四季折々の花の花壇づくりをするなど、外部からの方も来てくださってそういった体験ができるならば、体験参加型観光につながっていくのではないかなと考えたりしております。本当に、いろんな、まだ隠された魅力というものがあると思っております。

町は、緑川ダムを地域資源として生かす新たな具体策を考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、一部実現していない企画や、新型コロナウイルス感染症の影響で中止したのもございますが、本年に入りまして、インフラツアーなどの再開に向けて準備が進められているところであります。

また、補助ダムの整備につきましては、ジョギングコースの整備、実は既に行われております。それと、ダム湖周辺の管理道、ずっとダム湖の周辺を管理道ができておりますが、ここももう、あと一部を舗装工事を残すのみとなっております。これ、完成すれば、サイクリングコースであったり、湖畔を見渡しながら、脇瀬橋を渡って対岸まで周遊できる散策路として、今後活用できるのではないかなと考えているところでございます。

なお、産業連携協議会の観光部会の中で、補助ダムでのアウトドアイベントの開催やダムの湖面を利用したs a pやバナナボート、あるいは周辺の棚田を活用したキャンプやカフェ、フォレストアドベンチャーのロングジップ対岸側のマウンテン

バイクコースの整備など、多くの提案がなされているところでございます。

これが現実のものとなっていくかどうかは別といたしまして、ただそれだけやっぱり可能性があるということの裏付けではないかというふうに思います。

そういった意味では、今後緑川ダムを中心とした地域は、観光資源として大きな可能性を秘めておりますので、積極的な活用を図って、交流人口の増加をすすめてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 既に、いろんな計画もあるということでございますので、これからの緑川ダム湖の周辺の魅力を大いに発揮していただいて、掘り起こしていただいて、そして今度できましたまちづくり公社等とも連携を図っていただきながら、ますます美里町の魅力をパワーアップさせていただきたいと願うところです。

最後の質問になります。

緑川ダム湖周辺の素晴らしい景観を維持管理するために、サクラの老木の伐採ですとか、草刈り、それから季節の花の植え込みや手入れなど、多くの方たちが年間を通じて努力をされております。その一角に、補助ダムの東側から北側にかける斜面になりますけれども、子どもの遊具がある広場から補助ダムの降り口の道路までの土手一帯が、枯れ木がそのまま立っていたり、雑草が伸びていたりしている一角がございます。せっかくの素晴らしいダムの景観を、美観を損なうことにもなりますので、その周辺の景観の管理計画について、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

景観については、年に数回、緑川ダム管理所と机上による会議、現地点検等行って、また枯れ木と判断された危険木については伐採を行っているところです。それと、車の通行に支障のある枝の剪定やですね、風倒木については伐採をして、景観維持を行っているところです。先ほどご指摘になりました、管理が行き届いてないという所なんです、現在二つのですね、指定管理者が管理しているエリアと緑川ダム管理所が管理しているエリアというのが決められております。一部のエリアについては、境界がですね、曖昧な箇所が存在いたします。いずれにしても、指定管理者が活用でき得るエリアというのはですね、活用しておりますが、できないと判断というか、価値というかですね、そういう所、活用できないと思われる所についてはですね、手つかずの状態だと思われまして、非常に、来訪者の方々にはですね、不快に感じる景観だと思われまして、ダムと毎年協議しておりますので、対処していきたいと思っております。

それと、先ほどの質問の中で、緑川ダムのもので、周辺の花とかですね、四季

折々の楽しめるという計画があるということなのですが、実は3月から5月にかけて、熊本花と緑の博覧会という会場に、ダムの広場が今回選ばれて、非常にたくさん草花がですね、植えられて、非常に景観がよかったということですね、今後老寿会のほうではですね、管理されて進められております。あと、周辺等にベンチとか東屋とか、ピクニック広場とかいうのがございますが、今回老朽化した施設についてはですね、解体撤去を行いました。しかし、その後の利活用というのが正式には決まっておきませんので、今後その指定管理者と一緒にですね、利活用を進めながら、景観の維持に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） やはり、緑川ダム湖周辺全体がきれいに整備されて、そして訪れた方たちがその景観を楽しんでいただきたいと思いますので、特にこれから利用が増える季節にもなります。一日も早くですね、担当者の方々に検討されまして、対応されることを願っております。

過疎の町、美里町が持続可能なまちであり続けるためには、地域資源を生かして地域活力を向上させなくてはなりません。町民のどなたもですね、やっぱり5年後、10年後、自分たちの地域の将来を心配されております。でも、具体的にどうしたらいいということが皆さんやっぱり考えても、どうしたらいいんだろうってやっぱりわからないんですね。それで今、ますます過疎化が進みつつある今だからこそ、地域と行政と、議会もそうですけれども、知恵と力を出し合ってですね、協力していかなければならないときだろうと思います。地域の実情に合った、個性のある、創意工夫で積極的施策をですね、実施されますように、大いに期待をいたしております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後2時5分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時51分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従い、質問いたします。初め

での質問になります。

本日の質問は、消防団運営について、2番目に自主防災組織の活動について、災害時の避難施設運営について、防災士の活用について、町防災マップについて、以上、5項目、消防・防災に絞って質問をさせていただきます。

まず、1番目、消防団運営について。

今日の自治体消防制度が確立されてから、来年で75周年を迎える中で、長きにわたって地域に密着して活動してきた消防団でございますが、過疎地域などにおいては、新たに団員として参加する若年層が年々減少しております。

一方、都市部においても地域社会の意識の希薄化が生じ、既存の組織活動になじみが薄い住民が増加しているのも事実でございます。

同様に、美里町消防団においても、平成16年合併当時、分団数11、定数660名でスタートいたしましたが、その後、年を追うごとに減少し続け、現在では半数近くまで落ち込んでいる状態が続いております。

そこで、これまでの減少状況と現在の定数と実働数、併せて、その差がどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町の消防団員の定数につきましては、美里町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例におきまして定められております。

合併後から本年度までの定数及び実働数、団員数になりますが、状況につきまして、ご説明申し上げます。

なお、各年度の人数につきましては、4月1日現在の人数になります。

まず、合併後1年後の平成17年度の条例定数が660人に対し、実働数が638人で、定数と実働数の差が22となっております。また、10年後の平成27年度の条例定数が550人に対し、実働数が416人で、134人の差となっており、平成17年度の実働数の減少率が34.8%となっております。直近の令和4年度の条例定数が400人に対し、実働数が287人の113人の差となっており、実働数、団員数の減少率が55.0%と、合併時から約半数以上の減少率となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 今の説明で、平成23年に定数を660から550に変更し、令和元年にですね、550から400に変更されたということです。実働数においても、300台を割り込む状況となっており、今年度は400に対して実働数が2

87名ということで、マイナスの113名ということになっております。減少率としてはですね、県内でも上位にあるかと思えます。県全体で見ても、令和2年から3年の1年間で700人以上が減少し、歯止めがかからない状態が続いております。

以上のことから、ただいまの説明と現状を踏まえ、現在の消防団活動における町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在の消防団活動は、かなり厳しい状況であると認識いたしております。しかしながら、なんとか団員の頑張りにより維持ができており、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

なお、団員の減少につきましては、合併時より351名減ということで、既に合併時の半数以下となっている状況でありますし、地区外や町外在住者、あるいは町内在住ではありますが、就業地が町外など、多様な団員構成となっており、事案発生時の初動に対して限界にきている地域もございます。今後、町民の生命・財産を守るという基本的な使命をどのようにして維持していくのか、大変難しい問題ではありますが、関係機関や担当課、消防団関係者と一緒に今後の対応やあり方というものを議論していきたいというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 町長の見解をお伺いいたしました。少子高齢化の影響や町を離れていく若者もいて、団員を増やしていくことはかなり厳しいものがありますし、設備や装備、手当や報酬等にも充実を図ってまいりましたが、それでも維持していくことが難しくなっております。一人一人が消防団に興味を持ち、やりがいのある活動を目指すべく、行政とともにアイデアを募りながら、少しでも解決に向けて努力していかなければならない、そう思うところであります。

そんな少ないですね、人数の中の消防団ではありますが、消火活動においては、なんとか常備消防と協力をして、敏速に対応しております。砥用地区においてはですね、消火栓が設置されており、消火活動がやりやすいこともあります。一方、中央地区においては、整備が整っておらず、防火用水と自然水利に頼っているのが現状であります。水問題も関わってくると思いますが、とりわけ北校区と東校区の一部は急務だと思いますが、今後の整備予定は考えておられるのか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、中央・北地区におきましては上水道整備を進めているところであり、整備工事に併せて消火栓の整備も計画をしているところでございます。

なお、上水道の整備計画が現段階でなされていない地区におきましては、防火水

槽の充実等を推進し、対応していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 消火栓の全地区整備につきましては、今お話がありましたように、準備中ということでまだ先のことになるかもしれませんが、中央地区においては、85カ所の防火用水が設置されてるというところです。老朽化しているものもあるかと思しますので、点検や保全を行い、自然水利も含め、維持に力を入れていただきたいというふうに思っております。

特に、夜間の活動においては、水利周辺が暗くてですね、足元がかなりわかりづらい所があります。水利看板等の近くに照明を設置するなど、整備検討いただければというふうに思っております。団員の安全確保の観点からも必要かと考えております。

次に、町のホームページですが、載せてある消防団の情報については、2012年12月に更新されたままとなっていると思っておりますが、年間行事等が現在と異なっていて、不十分だと思っております。更新する必要はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町のホームページの消防団関係の記事につきましては、ほとんど活用ができない状況を認識しております。今後は、消防庁や県の防災保安課などが掲載しています記事へのリンク、また周知情報等を記載するような運用面を改善してまいります。

さらには、同時に各種SNSなどを使った啓発や広報活動、さらには周知が必要な情報の発信につきましても、町・消防団とともに模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 情報は最新のものを公開していただいておりますね、併せて年間の活動状況についても写真等を公開し、興味を持ってもらうことで少しでも入団促進にもつながっていくのではないかと考えております。他のですね、市町村の情報も参考にされてはどうかというふうに思っております。

続きまして、2番の自主防災組織の活動について質問いたします。

さて、今年も梅雨時期を迎え、大雨による災害リスクが高くなる季節がやってまいりました。自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、自主防災組織を立ち上げておられる地区も多いかと思っておりますが、現在、どの程度立ち上げておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町の自主防災組織につきましては、平成25年度に初めて発足しまして、令和3年度末で59の組織が設立されております。令和4年度で新たに二つの組織が設立されましたので、現在61の組織で活動をされております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 61団体ということで、お聞きをいたしました。それに伴いですね、先日6月5日に町の防災訓練が実施をされております。その際、参加された団体はどのくらいあったのか、また、訓練についての反省点や課題はなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

昨日、議員おっしゃったように、6月5日曜日の午前9時から、各自主防災組織を単位としました、大雨による災害を想定した防災避難訓練を実施いたしました。

今回、参加いただきました地区は32地区で、地区の防災対応及び消防団による情報伝達訓練を実施いたしました。

課題や反省点につきましては、今後振り返りを行い、次回以降の訓練に生かしていきたいと思っております。

また、今後はさらに多くの地区でご参加いただけるよう、取組を強化し、平常時から各地域での避難体制の確認をお願いし、有事の際に役立てていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 訓練等実施されている地区が、まだ少ないのが現状かと思っております。組織を立ち上げただけでは災害時になかなか機能はいたしません。地域で防災について理解していただいて、地元消防団も加わり、避難の際の手順や連絡網等を話し合っていていただいて、訓練、すなわちシミュレーションしておくことが最も重要だと考えております。

そこで、今後訓練を行った地区においては、費用の一部を助成する考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、町といたしましては、まず地域における防災を担う組織、いわゆる自主防災組織の設立というものをスタートと位置付けておりまして、組織

に必要な資機材を購入することで、防災意識の醸成を図ったり、組織の育成につながるにより、防災力の向上を図りたいと考えております。

この訓練等を行った地区に対する助成ということでございますが、訓練の回数であったり、その内容等を見ながら、年に一度開催されます自主防災組織の会議において、具体的に何が足りなくて、どこに助成をすれば効果的かなども含めた議論を行っていただければと考えております。

まずは、先ほども話しました61カ所の組織ができておりますが、これをもっと増やしてですね、その先に、じゃ、何に対して助成をすればいいのかと。例えば、つくって全く動きがないところもひょっとしたら出てくるかもしれません。そういう所との温度差をどう、区分けをどうやっていくとか、そういったことも含めてやっぱり総合的に考えなければいけないと思いますので、しばらくは訓練等を実際に行ってもらったり、少し時間を置かせていただいた後に、いろんなご意見やご要望をお聞きする場で発言等をしていただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 1回の訓練が何人もの命を救うということにつながると思いますので、それを忘れずにですね、地域の人たちが意思疎通を図り、防災力に入れていただければというふうに私も思っております。

次、3番目の災害時の避難施設運営について質問をいたします。

昨年5月20日に災害対策基本法が改正され、避難勧告が避難指示に一本化されました。警戒レベル4避難指示が発令された場合、住民の皆さんは速やかに危険な場所から避難をしなければなりません。指定避難所については、防災無線等でお知らせされておりますが、8カ所の指定避難所と合わせて指定緊急避難場所のプラス3カ所の11カ所があります。防災マップに、避難所一覧と説明は載せてありますが、再度指定避難所と指定緊急避難場所との区別と受け入れ時の対応、あるいは手順はどうなってるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの指定避難所と指定緊急避難場所の区別ですが、指定避難所とは、災害の危険に伴い、避難をされた住民の方などを災害の危険性がなくなるまでの必要な期間、又は災害により家に戻れなくなった住民の方などを一時的に滞在していただくことを目的とした施設です。

また、指定緊急避難場所とは、災害による危険性が切迫した状況において、住民の方などの生命の安全を確保することを目的とした施設で、住民などが緊急に避難する施設、又は場所として位置付けるものでございます。

町としましては、気象庁が発表する警戒レベルに合わせまして、避難所を開設していくこととしており、災害リスクの高まりや避難者の推移を見ながら、より多くの避難所を開設したいと考えております。

住民の皆様におかれましては、町からの避難情報が発令され、ご自身の安全が確保できない場所におられる場合には、避難所の違いなどを気にすることなく、とにかく安全な場所に避難することを心掛けていただければと思っております。

避難所開設におきましては、町職員による避難所の開設から、受付・避難者への対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 指定緊急避難場所についての3カ所プラスというのは、どこどこになるのでしょうか。質問いたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 指定避難所に合わせまして、指定緊急避難場所につきましてのプラス3件の部分につきましては、中央小学校、美里町中央公民館、砥用小学校になります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 5月25日に行われた町の防災会議では、土砂災害編としてですね、「警戒レベル4、避難指示が発令された場合は、指定緊急避難場所への避難を基本とする行動をとる。全員避難」と明記をされております。

いずれにせよですね、避難指示を出すタイミングと的確な避難所の情報、誘導が大事になってくるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、4番目の防災士の活用について、質問をいたします。

防災士には、日本防災士機構という民間の団体がございます。資格認定されても特別な義務や権限があるわけではありませんが、防災について高い意欲があり、安心安全のための正しい知識や技能を持っていることで、企業や学校などへの組織や地域の中での活動が期待をされております。

そこで、町内では何名の防災士がおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住議員にちょっと。3番の2の質問は飛ばされたのか。

○3番（吉住淳一君） あ、失礼しました。

○議長（上田 孝君） じゃ、そこから続けてください。

○3番（吉住淳一君） はい、すみません。

失礼しました。災害時の避難施設の運営について、②のほうを質問し忘れておりましたので、再度質問いたします。

災害時の施設運営について、②の質問です。昨年ですね、車中泊ができる駐車場を2カ所、砥用地区に1カ所、中央地区に1カ所整備がされました。地震等の大規模災害を想定したものと思っておりますが、その際、受入体制や避難所との連携はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの発生による感染対策の観点や、避難所のニーズの多様化により、国及び自治体において、分散避難が推奨されています。分散避難には、友人、知人、親族宅や地区公民館、宿泊施設などとともに、安全な駐車場等に車で避難する車中避難があります。本町におきましては、宿泊施設が限られていることと、分散避難の問題点として指摘されております避難者の把握の解決策としまして、避難所と連携が取りやすい、支援も行いやすいよう、指定避難所の駐車場、総合体育館駐車場及び砥用中学校体育館駐車場に車中避難所の整備を行ったところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 例えばですね、車中泊をする駐車場には、トイレがございません。大勢の方が宿泊された場合ですね、最寄りの避難所を利用するか、仮設トイレを置くということになると思いますが、平成28年の熊本地震では、中央庁舎裏に車中泊をされてた方々がですね、庁舎内のトイレに行列をつくり、混雑した記憶が残っております。給水やトイレの使用については、大きな課題の一つだと思います。避難所では一人一人がマナーを守り、他人に迷惑をかけないことが最も重要であると思いますし、そういう環境をつくることで、自治体が流す情報に耳を傾け、避難する人が多くなるのではないのでしょうか。早目早目の避難が命を守る意味で一番重要だと思います。

トイレのことについてどう思っておられるか、質問をいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

トイレの問題につきましては、隣接の指定避難所を利用する以外はなく、不便な状況であることと思います。今回整備しました車中避難所の防災蓄電倉庫内に仮設のポータブルトイレを配備する予定ではございます。しかし、車中避難の性質上、大雨や暴風の中で、外で利用することは難しく、車内で利用できる携帯トイレなど

の用意が必要と考えております。

また、長期間の避難に対応できるよう、仮設トイレの業者と優先提供を主とした協定等も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） いざというときに大変重要なことだと思いますので、前向きにご検討をよろしく願いをいたします。

それでは、4番の防災士の活用について、質問をさせていただきます。

防災士は、日本防災士機構という民間の団体がございます。資格認定されても特別な義務や権限があるわけではありませんが、防災について高い意欲があり、安心安全のための正しい知識や技能を持っていることで、企業や学校などの組織や地域の中での活動が期待をされております。

そこで、町内では何名の防災士がおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防災につきましても、現在、町で把握できている方で、美里町を住所地として登録されている方が16名いらっしゃいます。その中で、実際に美里町に在住されている方が12名いらっしゃると把握しております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 16名の方が登録されて、町内在住の方が12名ということで報告がありました。町としてもですね、資格を持った人材を集めて、防災士会を立ち上げ、他の組織との合同訓練や勉強会、さらには防災士相互の連携を図り、活動していく考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町では、令和2年度に防災士を育成するための補助金を創設させていただきました。また、防災士の資格取得者及び地域の防災リーダー向けの研修会を行うなど、今後も地域の防災対応の核となる人材の育成を進めていきたいと考えております。

なお、防災士会の立ち上げについてでございますが、まずは地域ごとに一定の人材の確保を目指したいと考えております。その後、地域ごとの連携強化や情報交換の場となるような団体であったり、協議会の設立を目指してまいります。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 自助共助と言われてもですね、何をしたいかわからない。こ

れまでの経験を防災や地域のために生かせることはないかとか、そう思ってる人たちがたくさん出てきておられると思います。災害や防災について、正しい知識を学べる機会が必要になってきていると思っております。

どうぞ、前向きにご検討いただければというふうに思っております。

続きまして、最後に、町総合防災マップについて質問をいたします。

総合防災マップについては、平成30年に作成され、各世帯に配布されているところではありますが、今後更新される予定はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

町防災マップにつきましては、平成30年に作成し、4年が経過しております。そこで本年度、新たな防災情報や令和4年3月に熊本県が公表しました洪水・浸水・想定区域図などの情報を反映した防災マップを更新する予定でございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 今年度中に作成し、来年度には配布ができるということであり、新しく付け加える部分もあると思いますので、しっかり対応していただきたいというふうに思っております。

また、防災マップについては、町民の方々に幅広く活用していただくための取組がなされているか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在の防災マップにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、平成30年に作成しました冊子版を全戸に配布しております。また、ホームページもベータ版を公開し、インターネット環境があればどこでも見る事が可能となっております。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練や防災講座などができず、幅広く町民の方々に利用されているとは言い難い状況ではございません。

そこで、本年度総合防災マップの更新に合わせまして、熊本県が推進するマイタイムライン、大雨や台風などの自然災害から自分自身の身を守るための一人一人の防災行動計画になりますが、これらの普及を図るとともに、コロナ感染症の状況を見ながら、本年度から町内全域を対象に説明会を開催する予定としております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 地域の方々が、訓練や集会等で防災についての勉強会を開いたり、また、家族で避難行動を確認するため、この防災マップが活用され、役に立つことが一番だと思いますが、なかなかそこまでいっていないのが現状だと感じております。先ほど、答弁でもありましたが、マイタイムライン、自分自身の行動計画なども利用しながら、日頃から防災について関心を持ち、いざというとき敏速に避難行動に移せるよう準備しておくことが重要だと思いますし、引いては、それが災害に強い、安心して安全なまちづくりにつながっていくのではないかと考えております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後2時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時39分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛君の一般質問を行います。隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。通告に従い、質問いたします。初めての一般質問になります。それと、大トリをお任せいただきました。ありがとうございます。

それでは、今回質問いたします項目は、町内の道路対策について、各集落の掲示板についての質問でございます。項目ごとでの質問を行いたいと思います。

はじめに、道路対策ですけど、現在、場所ですけど、村崎かやの斎場から岩下、国道の件でございます。これに対しまして、三つぐらいの問題点が発生しております。まずは、歩道がない、それと中甲橋に対しましても街灯がない、大雨のために大水になり、岩下区のほうに大水が流れ込むという問題点が三つほどあります。これを順に説明していきます。

県道甲佐小川線に対しましては、先ほども言いました村崎葬儀斎場から八幡道路線まで、これも歩道がありません。それと、その先の大曲から岩下の入り口、油坂までは歩道があります。これからまた、中甲橋まで歩道がありません。

何でこういう質問するかと言うと、これは県道であります。震災前からですね、この計画は地元の代表者があったという話はお聞きしました。震災後だったので、もうその話が途切れたと思います。いろんな工事が発生しましたので。これは理屈的にはわかります。

それと、この歩道がないために、長い下り坂、大変危険でございます。早目の通学路、路肩のある歩道を付けていただきたいという要望です。

それと、中甲橋の街灯がない、これはですね、美里町の県道関係で上の橋もないと。県道に属する所もないという少しの報告が上がりましたですけど、上の日和瀬橋、下の益城橋、これにはきれいな街灯がついております。やはり冬場はどうしても通学が5時半過ぎたらもう真っ暗になります。そういう観点から、ここは町外からの行く人ですけど、通学路としても見なされとらんですけど、岩下地区のほうもですけど、中甲橋の件は全く違いますですけど、暗いということです。これは、夜に通られる方は大変な、約100メートルぐらいありますかね。これの街灯設置をお願い、地元の人たちの意見でございます。

3番目の、大雨のときに油坂、通称ホテルが一つありますですけど、その上から大量の水が流れ込むわけでございます。これに対しまして、下のカーブの岩下の住民の所が、土のうを現在積んであります。これは見てもらうとわかりますですけど、この土のうがありますから今は大丈夫ですけど、土のうも後から、将来的には朽ち果てていきますので、ここの、どうにかできるような形をとっていただきたいと思っております。

これに対して、この道路対策ですけど、町はどのようなことを行うのか、するのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

県道甲佐小川線など、熊本県が管理する道路の整備につきましては、毎年町に対して、要望箇所の調査が行われ、その中から緊急度などに応じて、熊本県により整備が進められております。

県道甲佐小川線、岩下地区の歩道整備につきましては、平成28年度の要望調査から、平成30年度の要望調査まで、3年間要望を行ってきておりましたが、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、災害関連など要望もありまして事業着手には至っておらず、その後は道路の排水整備や落石防護柵整備などを優先的に、町としましては県のほうに要望している状況でございます。

豪雨関連の要望箇所につきましては、順調に整備が進んできている状況でございますので、今後は岩下地区の歩道整備につきましても、熊本県に対して要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、中甲橋の街灯設置につきましても、橋の管理者である熊本県に要望をすることになりますが、橋自体が古い橋で、構造的に街灯がつけられるかなど構造上の問題もあるかと思っております。また、街灯設置の要望を行う場合は、美里町と甲佐町を

結ぶ橋梁でもございますので、甲佐町とも十分協議を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、最後の県道の排水が民家のほうに流れるという場所でございますが、現在土のうで一時的な仮の手当をしてあるというふうに思っております。今後はですね、先ほどの歩道整備と同じように、県道の側溝整備を要望いたしまして、そちら側に水が流れていかないようにですね、側溝のほうにきちんと排水ができるような工事の要望を県のほうに要望していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 岩下区、萱野区も歩道がないため、ちょっと危ないということになっておりますので、速やかな施工をお願いしたいと思います。

これに関連しまして、中甲橋がございまして、私が調べたところによりますと、昭和48年、1973年、その頃の橋でございまして、この橋に対しまして、耐用年数ですかね、どのくらいありますか。お聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

橋梁の耐用年数につきましては、「減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令」を引用しまして、橋梁の構造によっても違いはございますが、鉄筋コンクリート橋の場合は、60年と規定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 今の質問はですね、今後のために少し聞きました。町道乙女線、たのうえ胃腸科クリニックから小学校の前を通過して、益城橋に通る道でございまして、これは今、町道になっております。現在の県道は、萱野岩下線です。ただ、これを私は最初から切り替えの考えを持っておりましたですけど、どうしてもこの橋がありますので、あと10年の耐用年数の形になりますので、思いは町長のほうにお伝えしておきますので、この先には交通量の多い、県道よりも今、町道のほうが約10倍以上ぐらいの通行量だと判断しております。将来的にはどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今の質問でございまして、要は、甲佐小川線と町道乙女線を付け替えると、付け替えたらどうだというようなご質問だというふうに思っております。

この県道を付け替えるにあたりましては、これは道路管理者である熊本県の意向

と起点側である甲佐町の意向、さらには関係する集落がどのような意向をお持ちなのかを確認する必要がありますし、甲佐町側の整備計画の進捗状況にも十分に配慮する必要があります。また、道路の維持管理費のコストにつきましても、舗装の打ち替え費用だけではなく、老朽化が進む（これは先ほど来、話があっておりますが）中甲橋の将来的な大規模改修の費用等を含め、総合的に判断する必要があると考えます。

以上のことから、道路の付け替えに当たりましては、甲佐小川線の将来的な改良等も見越した上で、慎重に判断してまいります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） まずはですね、この切り替え、付け替えの件ですけど、やっぱり各地区の、岩下区、萱野区の了解のもとで始まることでもあります。これが第一の、一番の出発ですけど、将来的にはですね、交通量が多い所はそうやって、町の財政に負担のないような方向性を取ることが望ましいのではないかと思います。ちなみに、乙女線を益城橋まで舗装した場合は、8,000万から1億ぐらいかかると。切ってから舗装しますんですけど、全面した場合の話です。こういう、やっぱり今から先、大型車も通る、交通量も多いというならば、そういうふうな将来的なビジョンで考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、各集落の掲示板の件ですけど、現在掲示物を町の報告紙や告知するポスター等が大半です。例を言いますと、私の馬場の地区で掲示板が壊れたと、場所も広いし、一つは修理して、二つはまだつくりたいと。ほかの地区のお声も聞きましたんですけど、そういう町からのポスターとか町からのこういう告知するのが、町もある程度の予算を組んでいただきたいという提案のもとでございます。これはどうしても、その区で持たにゃんというのがありますですけど、区でいろいろな、解体なんかしてしなはるところもありますですけど、まずは町のポスターも貼りますので、そのところは補助金適用とかそういう考え方はいかがでしょうかと思ひまして。

町長にお伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長

○町長（上田泰弘君） 掲示板の設置に向けての補助金は、というような趣旨のご質問でございます。

この掲示板におきましては、設置されている行政区と設置されていない行政区があるというふうに思います。設置されている掲示板は、主に先ほど議員もおっしゃいましたが、国の機関であったり、県や町の行政情報、ポスター等の掲示、行政区内の連絡事項の添付など、公共性が高い活用をされていると認識しております。

ちなみに、近隣の町村のその掲示板設置に関わる補助等も調べさせていただきました。それぞれ、近隣の町村でもこの掲示板の設置に対する補助等されているところもございます。そのような意味では、公共性が高い使用を目的とする掲示板に関しましては、補助等も含め、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） この掲示板を濡れないようにサッシ戸入れて、屋根に付け加えたら、見積りで13万ぐらいかかります。今の補助ができますなら助かりますと思います。あとは、その掲示物が、一つの考え方ですけど、ポスターなんかがないならこの掲示板は要らないというごた考え方ですけど、ほとんどが今回覧板で、町からのお知らせは回覧板とか個別にプリントされたのが届いております。

今、広域連合とか、赤十字とか、農済のポスターが大体主流なようです。この3枚から4枚、年に対しまして、やっぱり皆さんに告知せにゃんという所がありますので、今後はこのような形をやっぱり必要かと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をしました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日10日、金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時10分

第 3 号

6 月 1 0 日 (金)

令和4年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月10日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第34号 | 令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第35号 | 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第36号 | 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第37号 | 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第38号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第7 | 議案第39号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第8 | 議案第40号 | 訴えの提起について |
| 日程第9 | 報告第1号 | 令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第2号 | 有限会社「石段の郷中央」経営状況報告について |
| 日程第11 | 報告第3号 | 私債権等の放棄の報告について |
| 日程第12 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第13 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 発議第1号 | 地方財政の確立に関する意見書の提出について |
| 日程第15 | 発議第2号 | 美里町議会活性化特別委員会の設置について |
| 日程第16 | | 議員派遣の件について |
| 日程第17 | | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第18 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について |

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第2回美里町議会定例会における総務文教常任委員会の報告をいたします。

昨日、令和4年6月9日午前10時から中央庁舎議会委員会室にて、参加者が福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私濱田、執行部より、吉永教育長、坂村総務課長、松岡企画情報課長、中川会計課長、池永税務課長、松永住民課長、酒井学校教育課長、長井社会教育課長、立道議会事務局長出席のもと開催しております。

議題としまして、1) 議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）について、2) 議案第38号から議案第40号の説明、3) 現地視察、以上、議題としております。議題の内容としましては、主なものを各課の説明を受けております。

総務課では、節の17ペーパーレス会議用端末購入費として合計60台ですが、両庁舎に30台ずつのiPadの購入費であり、運用については今後検討するというようなことであります。また節の10修繕料は、中央庁舎全館放送器具の修理であります。

次に、企画情報課では、節の14工事請負費は、有安若者住宅水道施設改修工事とし、マンガンろ過機の設置であります。宮の前若者住宅団地設置の設置されている同様の機器で建設をするような形になるということです。水に濁りがあり、給湯器にも不具合が生じ、飲料水としても適していないことから水道組合より、町に要望があり、建設することあります。

節の18負担金、補助及び交付金は節23の投資及び出資金と、会社を設立し、美里町の諸課題解決の会社を設立し、町の活性化を図ることの運営費でございます。

会計課では、節の12令和5年度より全国のコンビニエンスストア8社で各種の税等が収納できるようにする業務委託料であります。

税務課及び住民課は4月の人事異動に伴う予算措置であります。

学校教育課では、節の17「教育の日」講演会講師謝金料として11月1日に予定している講演会の講師謝金で、現在リストアップをされているというお話でした。委員より、講師の候補者として、福岡県の僧侶を推薦するようなお話も出ております。同じく、節の1いじめ防止対策審議会委員報酬は、令和3年度から継続して審議する審議会の報酬であります。

教育長から報告として、子ども議会、中学生になりますけれども、8月に実施を予定しておると、それと美里町公営塾も昨年同様に開催する計画であるという報告を受けております。

社会教育課では、節の10需用費、3月25日から26日の雨風に伴う、やすらぎ交流体験施設の旧保育所の屋根の修理であります。

議会事務局の、節の3議員期末手当の減額分は、4月の議員選挙に伴う予算措置で、満額の予算を計上していたが、新人が4名当選をされた分の減額になるということであります。

次に、議案第38号から議案第40号にかけて、総務課長より説明を受けております。3) 現地視察としまして、午前11時から中央地区、午後から砥用地区の現地視察を実施しております。

まずはじめに、馬場地区の宮の前若者住宅団地の視察でございます。この施設は令和元年に設置してある水道のろ過機の視察であります。ろ材については、5年から10年に一度交換が必要であるという説明があっております。

次に、有安地区の有安若者定住住宅団地の視察をしております。現在の水道水の状況を写真により確認し、以前から濁りがあったと聞いています。3月に初めて要望書として提出がなされ、宮の前若者定住団地同様の水道ろ過機を設置すべき計画で予算を組まれています。委員より、早急な設備発注と工事完了を目指すべきとの意見が出されております。

次に、サクラ化学工業跡地の視察を行いました。現在、解体に向けた設計を行っていて、令和4年7月末調査終了予定であるとのこと。建屋のスレートにはアスベストが含まれていると考えられるため、解体方法も含めて調査中とのことでした。その後、8月以降、解体工事発注を予定しており、年度内解体を目指すということでありました。委員より、解体工事費用を少しでも少なくするように、残っているH鋼等の使用できる部材の搬出方法、競売等も含めて検討したほうがよいのではという意見が出ております。

以上を視察し、昼食のため、中央庁舎へ12時前に帰っております。

午後1時より、遠野小学校跡地の視察をしております。

議案第40号、訴えの提起について、これまで所有権移転登録が済んでおらず、登記名義人の法定相続人は行方不明であり、相続人全員から承諾を得ることが困難であることから、時効取得を援用した所有権移転登記を行うという議題でありましたので、現地で、どこの部分の場所なのかの確認を行ったところであります。現在の土地の利用状況は、神田工業株式会社と賃貸借契約を締結しており、平成25年度より操業を中止されており、公有財産管理運用等審議会において、地元岩田建設株式会社に転貸し、倉庫として利用されているとの報告を受けております。

今後、訴状を裁判所に提出し、確定判決後、所有権移転登記、登記後に活用及び売却等検討する計画になっているそうです。

次に、霊台橋で先日発生した歩道橋部分への事故現場の視察をしております。過去から度々発生していることから、国道を管理している熊本県に、山都町方面から霊台橋に至る所にスピードの減速を促す対策を要望する意見書等を今後作成し、県に提出するように意見が上がったところであります。

次に、砥用中学校体育館駐車場及び総合体育館駐車場（車中避難所）の整備について視察をしております。

砥用中学校体育館駐車場は計38台の駐車場を整備し、その内6台分が車中避難スペースであります。また、総合体育館駐車場は、計88台の駐車場を整備し、その内20台が車中避難スペース、2台分が障がい者駐車スペース、残り66台が一般駐車スペースになっていました。

それぞれに蓄電倉庫を設置されており、蓄電方法は屋根にあるソーラーパネルによる太陽光発電で、出力2,000ワットであるとの説明を受けたところです。

また、LED街路灯（ソーラー蓄電）を砥用中1基、総合体育館2基、計3基設置をされております。蓄電倉庫内には、備蓄スペースがあり、今後ポータブルバッテリー、ポータブルトイレ等、車中避難に必要な備蓄資材を配備予定であるとのことでした。

最後に、大窪若者定住住宅用地の現場を視察しております。

ここは、平成27年度に町が購入され、4筆で面積が4,345平方メートル、購入目的は、若者定住住宅用地として当時8区画の予定で購入がされております。しかし、現在でも空地であり、整備計画が遅れておりますが、問題としましては国道からの進入路が狭く急な坂道であり、拡張するか別ルートの検討が必要であるということと、また、水道については、隣接している住宅団地は共同の水道を利用されておるので、新しく水道を求めることになるというような問題点があるということの説明でありました。

以上を視察し、15時に中央庁舎に帰り、散会しております。

以上が、総務文教常任委員会の報告とします。報告漏れがございましたら他の委員さんからの補足をお願いします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 令和4年度第2回美里町議会定例会産業厚生常任委員会報告を行います。

本定例会における産業厚生常任委員会活動を行いましたので、報告いたします。

6月9日午前10時より、大会議室において、今田委員、高田委員、隈部委員、平野委員、坂田と、執行部から富永建設課長、高田林務観光課長、西寺経済課長、安達水道衛生課長、中川健康保険課長、谷口福祉課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、令和4年度一般会計補正予算について、関係各課から説明を受けました。福祉課では、子育て世帯等臨時特別支援給付金（1世帯10万円の145世帯分1,450万円）及び子育て世帯生活支援特別給付金（一人5万円）について説明があり、新規の非課税世帯に関する点ほか5点について質疑がありました。健康保険課では、新型コロナウイルス感染症ワクチン3回目、4回目予防接種委託料2,037万円を含めて3,480万円についての説明があり、予防接種委託先、コールセンター関連等について質疑がありました。水道衛生課から繰出金、林務観光課から林道開設関係、建設課から県道三本松甲佐線開通関係について説明があり、その他何点かについて意見質問がありました。

その後、町道高木線改良事業現場、林道早楠線開設工事現場、畝野土捨て場造成現場、二俣五橋年弥橋の現場視察の後、午後3時過ぎに帰着いたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第34号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

本案の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 7番、濱田です。

ただいま、議案第34号についてお尋ねいたします。

15ページの衛生費の清掃総務費ということで、宇城広域連合負担金が減額の3,971万6,000円という予算をされております。その内容についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 衛生費の清掃総務費の節の負担金、補助金及び交付金の3,971万6,000円の減額について説明いたします。

エネルギー型回収廃棄物処理事業の減額でございまして、宇城広域連合の令和3年度補正予算第4号と、令和4年度当初予算と重複計上していたため、今回減額することにしております。令和3年度補正予算のほうが繰越明許設定が、当初予算のときは確定してませんので、それが令和3年度と令和4年度ということで予算を重複計上して3年度が確定しましたので、4年度の予算は減額ということになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この3,971万6,000円の減なんですけど、これは美里町ではですね、こういった予算の組み方はしません。ただ、これ宇城広域連合の予算の組み方なんですけど、要はまだ、国の補助が付くかどうか分からない状況で、令和3年度に国の補助が付くかどうか分からない状況だったので、令和3年度に予算を確保して、まだ補助が付くかどうかははっきりわからなかったんで、それをそのまま繰り越してあります。で、そしたら補助が付くということになったので、その繰り越し分を落としたという考えでいいと思います。普通はあまり美里町等ではやらない予算の組み方です。

以上です。

すみません、繰り越して、当初分を落としたということでございます。

○7番（濱田憲治君） 議長、わかりましたので、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。5番、高田君。

○5番（高田美千子君） ただいま上程中の、第34号議案について質問いたします。

9ページの上の枠になります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節の中の18と23になりますが、仮称「美里まちづくり公社」に、750万円の補助と1,000万円の出資金が計上されております。この夏に発足しますこの事業に、私も大いに期待している一人でございます。この「美里まちづくり公社」という名称が仮称となっておりますけれども、正式名称についてはもう予定されているのか、あるいは名称募集とか計画されているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

資料のほうでは、現在「美里まちづくり公社（仮称）」というふうになっておりますが、本議会でご了承いただければですね、この仮称を外すというところで考えております。そもそもこの名称にした理由なんですけど、この組織が様々な関係者と今後連携して事業に当たっていくという上で、皆様が連想しやすく、わかりやすい名称というふうにしたほうが、今後の円滑な事業運営というのにつながると考えたためにこのような名前にしております。

以上です。

○5番（高田美千子君） はい、名称についての町の考えはわかりました。画期的なまちづくりの成功事例とかを見てみますと、ネーミングにとっても町の特徴を生かしたり、それから未来志向のですね、意匠を込めた、工夫を凝らした名称というのが多いと思ってる場所なんです。そういったことから、ネーミングは非常にいろんな

ことを行う場合に大切なキーポイントだなということを思っております。今回の事業も大いに成功を収めていただきたいので、そういった名称をと思ったんですが、もうそれが決定事項であれば、わかりました。了解いたしました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、今田君。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の、議案第34号についてお尋ねをいたします。ページが9ページですけども、目6の企画費、節14の工事請負費でございます。有安若者住宅水道施設改修工事の件でありますけども、これは多分、宮の前住宅のときのトラブルと同じような内容ということで理解しておりますけども、宮の前と同じような施設を設置するというので理解してよろしいのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

宮の前のほうでもですね、同じように水質の悪化と言いますか、マンガンが基準値以内ではあるんですけどもというところで、3年前にですね、工事をさせていただいております。

今回の有安のほうも、同じような状況になっておりますので、施設としては同じものを入れさせていただくんですが、昨今の材料費の高騰とかですね、そういったものも加味してですね、今回計上させていただいているような形になります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 先ほど、常任委員長の報告もありましたけども、非常に生活に密着するですね、水といえば非常に大切なやつですので、ほかの議案とは別にしてですね、スピード感を持って早急に対応していただきたいなというふうに思うところですけども、その計画というのはもうなされておるわけでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

当然、この議会の了承を得られればですね、すぐに発注をしていく見通しにしております。

以上です。

○9番（今田政行君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） 8番、福田です。ただいま上程中の議案第34号について質問をいたします。

ページは12ページなんですけれども、一番下のほうに扶助費として、子育て世

帯等臨時特別支援給付金というのがあります。これは住民税非課税の世帯ということであります。この臨時特別給付金についてはですね、後で出てきますけれども、先に見させていただきましたが、繰越として、7,680万円を繰り越しておりますけれども、それを足した状態でこれを支給していくのか、そこを1点、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今回、報告第1号で、繰越明許費の計算書により報告を成される予定ですが、7,680万円を限度として繰り越しましたその給付金につきましてはですね、令和3年度の住民等非課税世帯等分になっております。今回は、国の緊急経済対策によりまして、予備費をですね、活用しておりますので、令和4年度に新たに住民税非課税世帯等分として対象となる方の予算でございます。

なので、考え方としては、繰越とは全く別な形で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 今、非課税世帯で、令和3年度の部分ということでお伺いしましたけれども、次に開けていただいて13ページ、これの一番下のほうの扶助費で、子育て世帯生活支援特別給付金というのがあります。これ5,750万組んでありますけれども、これは先ほど、委員長からの報告がありましたけれども、もうちょっと詳しく知りたいなということで、質問いたしますけれども、これは低所得者対策ということで計上されて、説明の中では児童一人当たり5万円を支給するということでしたけれども、この内容について、ちょっと詳しくお知らせをいただきたい。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今お尋ねの、低所得の子育て世帯のほうの給付金につきましては、令和3年度にも実施されましたが、制度としては同様なものとなります。低所得者のひとり親世帯、いわゆる児童扶養手当受給世帯につきましては、熊本県からの支給となります。町としましては、それ以外の対象となる児童、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童ということで、障がいのあられる子は20歳未満までが対象となります。併せて、収入が著しく減少したという家計急変世帯の分も含めまして、ここの予算のところで児童一人当たり5万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 同じこれは、低所得者に対しての給付だと思いますけれども、先ほど言われた低所得者と、その家計の減少という、その対象になるときにですよ。これは多分、年収あたりで計画をされてると思うんですけれども、その年収あたりはどれだけという、上限と言いますか、何かあるんですか、これ。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

家計急変世帯の対象者の方につきましては、申請方式によりまして申請いただくこととなります。その中で、「収入見込額の申立書」という書類をですね、提出していただくこととなります。

この中で、非課税相当収入限度額というものがございまして、例を申し上げますれば、世帯の人数が二人のときには、非課税相当収入限度額が137.8万円、3人（夫婦、子一人）の場合は、168.0万円ということで、早見表のようなものがございます。これに、収入限度額未滿であるかという判断のもとで給付していくものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） この限度額をですね、設けられて、ちゃんとした基準を基にされているというのがわかりました。これ申請方式ということなんで、自分のところはこれで申請できるのだろうかというところがありますので、その周知方法とかですよ、周知はしないということですよ、申請ということになりますと。ということは、申請をしない方も出てくるのがあるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうね。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 今、おっしゃられた申請方式の方に対しましてもですね、今回の予算案をご議決いただきました後には、ホームページ、あるいは防災無線等の周知を行っていくこととしております。それぞれ非課税世帯の方にはプッシュ型ということで確認書を送る形になりますけれども、申請家計収入の対象者もおっしゃったようにあるかと思われますので、そのへんの周知もですね、図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） ぜひですね、漏れのないようにですね、申請できますようお願いして、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。9番、今田君。

○9番（今田政行君） 9番、今田です。ただいま上程中の議案第34号についてお尋ねをいたします。

ページが8ページ、目1の一般管理費の節の17備品購入費ですけども、ペーパーレス会議用端末購入費、先ほど常任委員長の報告にも若干あったかと思えますけども、60台ですか、予定されてるということですが、その利用の内容等について、わかればお尋ねしたいと思えますし、我々議会もですね、今後ペーパーレスの対応でやっていきたいと思っておりますので、その整合性あたりを保っていかなきゃいけないのかなという思いでお尋ねをするところであります。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町のデジタル推進化に伴うもので、今回ペーパーレス会議に伴います端末購入費としまして1,358万4,000円計上させていただいております。内容は、議員おっしゃいましたとおり、iPadを60台購入する予定としております。常任委員長からも報告ありましたとおり、30台ずつ両庁舎に配布をする予定としておりますが、今後ですね、会議等、研修等があった際にですね、資料を持っていくときに、そのiPadを活用しながら使っていただくと。後は、この運用については、例えば議会とかで研修に行かれたりとか、この議場の中で使われたりとかする際には、その60台のうちに持ってきて、それを利用していただくというような感じで今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この60台に関しましては、各課にですね、一応それぞれ例えば3台なら3台ずつ配布するような形になると思えます。ただ、これからどう議論が進んでいくかによりますけども、議会のほうでも使いたいということであれば、ぜひですね、優先的にお使いいただければというふうに考えます。

○9番（今田政行君） はい、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第34号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第35号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第35号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第36号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第36号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第37号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第37号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 38 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第 6、議案第 38 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 議案第 38 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 38 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を別紙のように変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、構成市町村の議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

熊本広域行政不服審査会は、市町村が審査長として、行政不服審査法に基づく審査請求の決裁を行うに当たり、客観性、公正性を守るため、第三者の立場から審議手続の適正性や審査長の判断の妥当性を審議し、市町村長に答申する機関でございます。熊本連携中枢都市圏形成連携協約に基づき、現在、美里町及び熊本市を含む 13 市町村が共同で設置し、その共同設置規約を定めておりますが、今回、山鹿市を加えるため、地方自治法の規定に基づき、関係市町村議会の同文議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成 28 年告示第 208 号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表により、説明させていただきます。

議案第 38 号の説明資料をご覧ください。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

共同設置する地方公共団体第1条で、「熊本市」の後に「、山鹿市」を加えております。

議案書にお戻りください。

附則でございます。この規約は、令和4年9月1日から施行するをいたしております。

以上で、議案第38号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第38号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第38号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を別紙のとおり変更する。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。熊本縣市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案第39号の説明資料をご覧ください。熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

1ページの別表第1及び2ページから3ページにかけて、別表第2中の「小国町外1ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に変更するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本縣市町村総合事務組合同規約の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。

以上で、議案第39号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） これで、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第39号、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第40号 訴えの提起について

○議長(上田 孝君) 日程第8、議案第40号、訴えの提起についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長(坂村 浩君) それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、訴えの提起について

次のとおり、訴えの提起をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

1 事件名、所有権移転登記手続き請求事件

2 訴訟の相手方(被告となるべき者)の住所及び氏名、

(別紙、当事者目録のとおり)でございます。当事者目録につきましては、次のページをご覧ください。被告となるべき者につきましては、当事者目録の1番から6番までの6名となっております。

前のページにお戻りください。

3 訴訟の趣旨です。1被告らは原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、昭和51年9月24日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。2訴訟費用は被告の負担とする。別紙、物件目録につきましては、次のページをご覧ください。物件目録につきましては、1筆目の所在が下益城郡美里町大井早字、番地、番、地目雑種地、地積 平米。2筆目の所在が下益城郡美里町大井早字、番地、番、地目雑種地、地積 平米となっております。

再度、前のページにお戻りください。

提案理由でございます。

下益城郡美里町大井早字、番雑種地 平米、同、番雑種地 平米の土地については、学校史によると、遠野小学校用地として昭和13年3月20日の校舎落成から占有を開始し、今日まで継続して管理をしている。

しかしながら、これまで所有権移転登記が済んでおらず、登記名義人の法定相続人は行方不明であり、相続人全員から承諾を得ることが困難であることから、時効取得を援用した所有権移転登記を求める訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでご

ざいます。

以上で、議案第40号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第40号、訴えの提起については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第40号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務文教常任委員長より、総務文教常任委員会の報告について訂正の申出がございますので、総務文教常任委員長、濱田君に訂正を許可いたします。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 先ほど、大窪若者定住住宅用地の購入の年度が違っておりましたので、訂正をさせていただきます。報告では平成27年度に町が購入されたという経緯をしゃべりましたが、実際には平成24年度とさせていただきます。訂正してお詫び申し上げます。

以上でございます。

-----○-----

日程第9 報告第1号 令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第9、報告第1号、令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

はじめに、款の2総務費につきましては、項の1総務管理費の公用車購入事業から、項の3戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業までの4事業。

款の3民生費につきましては、項の1社会福祉費の子育て世帯等臨時特別給付金（住民税非課税世帯等分）及び項の3児童福祉費の保育園施設整備費補助金の2事業。

款の5農林水産業費につきましては、項の1農業費のタブレット購入事業から、項の2林業費の林道開設事業までの6事業。

次のページをお開き願います。

款の7土木費につきましては、項の2道路橋梁費の道路維持事業から、次のページ、3ページをお開き願います。項の4住宅費の社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善関係）までの9事業。

次のページをお開き願います。

款の10災害復旧費につきましては、項の1農林水産業施設災害復旧費の農用地等災害復旧事業（令和3年災害分）から、項の2公共土木施設災害復旧費の災害・公共工事発生土捨て場整備事業までの4事業。

合わせて25事業について、10億764万1,806円を令和4年度に繰り越すことといたしております。

以上で、報告第1号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、日程第9、報告第1号、令和3年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第10 報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

○議長（上田 孝君） 日程第10、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を求めます。西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） 報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「石段の郷中央」の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

内容につきまして、ご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和3年度決算に関する書類としまして、今回提出しております書類の一覧でございます。

その次のページをお願いいたします。右下にページを記載しております。

有限会社「石段の郷中央」の監査結果報告書でございます。本年3月末をもって、第24期の決算が終わりまして、6月1日に監査が実施されたところでございます。

次のページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

まず、資産の部より説明いたします。

ローマ数字Ⅰの流動資産は、3,168万7,848円で、前期に比べまして、1,012万527円の減となっております。内訳としましては、現金及び預金が960万654円の減となっております。

その下のローマ数字Ⅱの固定資産につきましては、2,416万1,676円で、前期からの大きな変動はございませんが、内訳としましては、備品等の更新などによりまして、有形固定資産が56万円の増となっております。また、投資その他の資産は、保険積立金が20万1,831円の増となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

上の枠が負債の部でございますが、ローマ数字Ⅰの流動負債につきましては、2,324万8,795円と、421万179円の増となっておりますが、これにつきましては、未払い消費税等が336万3,500円の増となったことによるものでございます。

その下の段のローマ数字Ⅱの固定負債は、前期に新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴いまして、資金繰りの懸念から、金融機関より2,000万円を借り入れられた分の返済が始まりまして、83万4,000円を返却したために減となっております。

その下の枠が純資産の部でございます。資本金や別途積立金に変わりはありませんが、ローマ数字Ⅰの株主資本が1,539万3,063円と、1,267万4,875円の減となっております。これにつきましては、3の(2)のですね、繰越利益剰余金について、前期のマイナス2,243万2,062円に、次のページの4ページになりますが、損益計算書の一番下の行になりますけれども、当期純損失1,267万4,875円を加えまして、マイナスの3,510万6,937円となった

ことによりまして、3ページに戻っていただき、3の利益剰余金がマイナス180万6,937円と大幅に減少したことによるものでございます。

純資産の部、合計は1,539万3,063円で、構成比につきましては26.6%となっております。

第24期は、資産の部合計及び負債・純資産の部合計ともに5,780万7,858円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

ローマ字数字Ⅰの売上高ですが、1億2,248万6,320円となり、前期より2,820万8,267円の増、前年比につきましては30%の増となっております。売上高の増加理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下で、感染症対策について十分留意しながら営業を続けてきた結果、以前の活気のあるコロナ前には程遠い状況ではございますが、入館者や宿泊者、レストランなどの利用者が増加に転じまして、入泉の売上高がですね、1,535万7,554円の増、レストランの売上高が626万6,148円の増、フロントの売上高につきましても556万9,145円の増となったことに加えまして、販売手数料収入も増となったことによるものでございます。

続いて、ローマ字数字Ⅱの売上原価につきましても、1,675万4,131円となりまして、前期より372万7,129円の増となり、こちらにつきましても、レストランの利用者が増加に転じたことによりまして、レストラン仕入れ高がですね、288万2,987円の増となったことによるものでございます。売上高から売上原価を引いた売上総利益につきましては、売上高が増加したことに伴いまして、1億573万2,189円となりまして、前期より2,448万1,138円の増、前年比といたしまして30.1%の増となっております。

その下のローマ字数字Ⅲの販売費及び一般管理費の合計につきましては、1億3,467万834円となっておりますが、この内訳につきましては、次の5ページ目をご覧ください。販売費及び一般管理費の合計は、前期より816万6,482円増加しておりますが、その主な要因としましては、定年退職にですね、到達された社員さんについての給与をですね、販売員給与から雑給に変更したため、販売員給与が154万9,639円の減、また、前期まで落ち着いておりました灯油の価格が今期に急上昇となりまして、水道光熱費が820万2,503円の増となっております。

1ページ戻っていただきまして、再度4ページのローマ字数字Ⅲのほうをご覧くださいと思います。先ほどの売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたものが営業利益となりますが、今期につきましてはマイナス2,893万8,64

5円となりまして、損失であるために営業損失として計上しているところでございます。

損失額につきましては、前年より1,631万4,656円の減少をしております。その営業損失から、ローマ数字Ⅳの営業外収益1,783万2,928円を差し引きまして、ローマ数字Ⅴの営業外費用18万7,241円を加えたものが中ほどにあります経常利益となりますが、前期よりマイナスとなっておりますので、営業損失1,129万2,958円として計上しているところでございます。

ローマ数字Ⅶの特別損失につきましては、過年度社会保険料のですね、納付不足分ということで119万4,616円の納付によりまして、増となっているところでございます。

次に、下から3行目の税引前当期純損失から下から2行目の法人税及び住民税18万7,301円を加えたものが、一番下の当期純損失となり、今期は1,267万4,875円の赤字となっております。

今期、第24期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下で感染症対策に十分に留意しながら、懸命な営業努力を続けられておりましたが、その結果もありましてですね、前期よりは入館者や宿泊者、レストランなどの利用者が増加に転じております。ですが、感染者の拡大等によりまして、以前の活気には程遠い状況でございます。また、世界情勢の影響によりまして、原油価格が高騰し、灯油の価格が急上昇となりまして、経営状況の悪化に拍車をかけていることも要因となりまして、第24期は昨年度に引き続きの赤字となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

開業しました平成10年度からの入館者の推移を記載しております。令和3年度の入館者数は15万396人で、前年度より2万9,494人の増となっております。前年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響下での営業でありましたが、全ての月でですね、前年度を上回っておりまして、前年に比べまして約24%のですね、入館者数の増となっているところでございます。

8ページをお願いいたします。

宿泊施設への宿泊者数及び入館者数の推移でございます。宿泊者数につきましては4,652人で、前年度より950人の増、入館者数は293人で38人の増となっております。宿泊者数につきましても、先ほどの入館者数と同じく新型コロナウイルス感染症の影響下での営業でですね、以前の状況には程遠い状況ではございますが、前年度に比べまして約26%の増となっているところでございます。

9ページをお願いいたします。

令和元年度からのですね、灯油価格の推移を記載しております。前年度まで落ち

着いておりました灯油の価格が急上昇いたしましたですね、経営状況の悪化にですね、つながっているような状況となっております。今回ですね、灯油の高騰がございましたので、昨年とはなかったんですけども追加しておるところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

過去3期の実績と同業種である洗濯・理容・美容・浴場業324軒のですね、黒字企業の平均値をですね、比較しました3期比較財務諸表となっております。

上段枠の純資産及び中段枠の売上総利益など、順調にですね、伸びてきておりましたが、前期よりですね、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、大幅な減となっている状況でございます。

次に、11ページも過去3期実績と同業種である洗濯・理容・美容・浴場業324軒のですね、黒字企業の平均値を比較しました3期比較経営分析表となっておりますが、詳しい説明のほうは省略したいと思っております。

以上で、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第11 報告第3号 私債権等の放棄の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第11、報告第3号、私債権等の放棄の報告についての報告を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 報告第3号について、ご説明申し上げます。

報告第3号、私債権等の放棄の報告について

美里町債権管理条例（平成26年美里町条例第21号）第10条第1項の規定により、別紙調書のとおり私債権等を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開きください。私債権等放棄調書でございます。

1、債権放棄日、令和4年3月31日。2、債権の内容、番号1債権の名称、水道使用料。調定年度、平成30年。債権額が1万2,674円。放棄の事由、破産法（美里町債権管理条例第10条第1項第2号）の規定によります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第3号、私債権等の放棄の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第1号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED] 氏名 隈部淳一、生年月日 [REDACTED]

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員、澤田氏の任期が令和4年9月30日をもって満了し、新たにその候補者を推薦する必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会議員の選挙権を有する方で、人格識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方など及び人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

今回、現委員の澤田氏の後任として推薦する隈部淳一氏につきましては、美里町社会福祉協議会職員としての職歴を有し、地域の実情にも精通しており、人権擁護に対しても造詣が深いため、推薦させていただきたいということでご提案申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。隈部淳一さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、隈部淳一さんを適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第2号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED] 氏名 中川美奈子、生年月日 [REDACTED]

令和4年6月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員、松永氏の任期が令和4年9月30日をもって満了し、新たにその候補者を推薦する必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会議員の選挙権を有する方で、人格識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方など及び人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

今回、現委員の松永氏の後任として推薦する中川美奈子氏につきましては、美里町社会福祉協議会職員としての職歴を有し、地域の実情にも精通しており、人権擁護に対しても造詣が深いため、推薦させていただきたいということでご提案申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。中川美奈子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、中川美奈子さんを適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 発議第1号 地方財政の確立に関する意見書の提出について

○議長（上田 孝君） 日程第14、発議第1号、地方財政の確立に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 説明書きにつきましては、それぞれ机の上に置いてありますので、後でお読みいただきたいと思えます。

発議第1号、地方財政の確立に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年6月7日提出 提出者、美里町議会議員 坂田竜義、賛成者、同 濱田憲治

美里町議会議長 上田孝様

提案理由 今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しくかつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう求めるものであります。

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しくかつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災または脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みやデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に

満たすこと。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への剰余額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月10日 美里町議会議長 上田 孝

宛先は、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第1号、地方財政の確立に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第1号、地方財政の確立に関する意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

-----○-----

日程第15 発議第2号 美里町議会活性化特別委員会の設置について

○議長（上田 孝君） 日程第15、発議第2号、美里町議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 発議第2号、美里町議会活性化特別委員会の設置について

上記の議案を下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和4年6月7日提出 提出者 美里町議会議員 濱田憲治、賛成者 美里町議会議員 坂田竜義

美里町議会議長 上田 孝様

記

1. 名称 美里町議会活性化特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び美里町議会委員会条例第5条

3. 目的 議員、議会が本来行うべき役割、あり方等を精査し、町民に必要なとされる議会とし、更なる活性化に向けた施策の検討を行うため、調査・研究を行うものであります。

4. 委員の定数 9名（議長を除く）

5. 設置期間 目的を達成するまで、議会閉会中も継続調査する。

提案理由でございます。

近年の全国的な人口減少や少子高齢化、議員のなり手不足など厳しい諸課題に対応する観点から、地方分権時代にふさわしい議員及び議会の役割、あり方等について調査・研究を行うとともに、DX推進に伴い、業務の効率化やコスト削減を目指し、町民に必要なとされる活発な議会の構築を目指した議会の活性化を推進するために提案するものであります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第2号、美里町議会活性化特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、発議第2号、美里町議会活性化特別委員会の設置については、原案のとおり決定されました。

したがいまして、本案につきましては、9人の委員で構成する美里町議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました美里町議会活性化特別委員会の委員を、美里町議会委員会条例第7条第4項の規定により、選任したいと思います。趣旨説明にありましてとおり、議長を除く9名とありましたので、委員は、今田政行議員、福田秀憲議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員、高田美千子議員、隈部寛議員、吉住淳一議員、平野保弘議員、村崎公一議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、美里町議会活性化特別委員会の委員は、今田政行議員、福田秀憲議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員、高田美千子議員、隈部寛議員、吉住淳一議員、平野保弘議員、村崎公一議員と決定しました。

ここで、美里町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、美里町議会活性化特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行いますので、暫時休憩します。委員の皆さんは、委員会室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時00分

-----○-----

○議長(上田 孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、美里町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、美里町議会活性化特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に福田秀憲議員、副委員長に坂田竜義議員、以上でございます。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件について

○議長(上田 孝君) 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新

たな派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 17 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 17、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 17 及び日程第 18 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 17 及び日程第 18 を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました議案は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今定例会に提案させていただきました全ての議案に対しましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。

今回、改選後初の定例会となったわけでございます。昨日の地元紙、熊日新聞に

は早速美里町議会のことを取り上げていただいております。あの記事を読んだ方、町民の方がですね、また新たな期待を持たれたのではないかなというふうに、個人的には感じたところでございます。

そのような中で、一般質問等の中です、非常に急激に人口減少も進んでおりますし、過疎化を含め、いろんな課題がこの美里町には山積をいたしております。そういった意味では、これから私たちはやっぱり5年後、あるいは10年後、もしくはもっとですね、これだけ早いスピードでどんどん世の中変わってますので、ひょっとしたら来年のこと、あるいは3年後のこと、こういったところもしっかり見ながら、車の両輪として、町民の幸福度が上がるためにですね、やっていかなければいけないと思っております。そういった意味では、是々非々でぜひ美里町の将来のために議会、そして執行部が一丸となって、そして切磋琢磨しながら、素晴らしい町をつくっていただければと思いますので、どうか引き続きご理解とご協力を賜りますように、そしていろんな意味で意見交換をしながら、素晴らしい政策が立案できていきますように、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

少々長くなりましたが、令和4年第2回定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和4年第2回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和4年第2回定例会

令和4年6月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝

編集人 美里町議会事務局長 立道 誠

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話 (0964) 46-2111